

第4章 施策の展開

<事業の全体像>

分類		事業名	頁数		
介護保険法関係	介護保険制度全般	要介護認定、要支援認定	61		
		事業所の適切な運営支援	62		
		災害・感染症対策	63		
	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	総合事業訪問介護サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス）	65	
			えぶろんサービス（訪問型サービスB）	66	
			いきいき訪問（訪問型サービスC）	67	
			栄養いきいき訪問（訪問型サービスC）	68	
			「通いの場」応援隊（訪問型サービスD）	69	
			総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）	70	
			シルバーサロン（通所型サービスB）	71	
			健康・ケア教室（通所型サービスB）	72	
			くらしいきいき教室（通所型サービスC）	73	
			介護予防ケアマネジメント	74	
			一般介護予防事業	介護予防把握事業	77
		介護予防普及啓発事業		78	
		地域介護予防活動支援事業（※）		80	
		地域リハビリテーション活動支援事業		83	
		包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談事業（※）	87・91
				権利擁護事業（※）	92
			社会保障充実分	地域ケア会議の推進	95
				在宅医療・介護連携推進事業	101
				生活支援体制整備事業（※）	107
				認知症初期集中支援推進事業	149
				認知症地域支援・ケア向上事業	150
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	151		
		任意事業	介護給付適正化事業	111・155	
			家族介護支援事業	113	
成年後見制度利用支援事業			114		
住宅改修支援事業			114		
認知症サポーター等養成事業			115		
重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業	116				

分類		事業名	頁数	
	特別給付	通院等乗降介助サービス費の支給	118	
		紙おむつ購入費の支給	119	
		訪問理美容サービス費の支給	120	
		短期集中予防サービス費の支給	121	
社会福祉法関係	重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業	122	
		地域介護予防活動支援事業	80	
		総合相談事業	87-91	
		権利擁護事業	92	
		生活支援体制整備事業	107	
		地域共生社会に向けた見守り協力	131	
医療保険法等関係	高齢者保健事業	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	124	
老人福祉法関係		養護老人ホーム [措置]	126	
その他一般施策	社会参加の促進、住民主体の活動への支援に関するもの		関係団体との協力	127
	在宅生活の可能性を高める多様な介護予防・生活支援サービスの提供に関するもの	入浴支援		129
		くわな見守りサポート		130
		地域共生社会に向けた見守り協力事業		131
		福祉有償運送		132
	住まいや施設サービスの適切な提供・量の確保に関するもの	高齢者の居住安定に係る施策との連携		133
	介護給付サービス等の一歩進んだ質の向上に関するもの	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	初任者研修助成	134
			介護支援専門員及び主任介護支援専門員研修助成	135
			ケアプランデータ連携システムの導入支援	136
	認知症の人やその家族を支える体制の充実・地域づくりに関するもの		運転免許自主返納支援	137
総合相談体制の強化・高齢者の権利擁護に関するもの		特殊詐欺被害防止機器	138	

(※)…重層的支援体制整備事業の対象事業

I 介護保険法関係

1 介護保険制度全般

(1) 要介護認定、要支援認定

[概要]															
<p>要介護認定、要支援認定の公平性、客観性を保つために、主治医向け研修会や認定調査員勉強会等を定期的に開催し、認定調査票及び主治医意見書の記載方法や内容の平準化に努めています。</p> <p>一方、高齢者の増加に伴い要介護認定等の申請も増加傾向にあり、30日以内の認定が難しくなっています。</p>															
[現状と課題]															
<p>○次表のとおり申請の受付、及び認定審査会にて審査を行いました。</p> <p>図表4-1 申請件数、審査件数</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>2021(令和3)年度</th><th>2022(令和4)年度</th><th>2023(令和5)年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>申請件数</td><td>5,846</td><td>5,852</td><td>-</td></tr><tr><td>審査件数</td><td>5,117</td><td>5,120</td><td>-</td></tr></tbody></table> <p>令和3、4年度の審査件数には、新型コロナにかかる認定有効期間の延長措置件数を含んでいません。 (令和3年度459件、令和4年度410件。)</p> <p>○高齢者の増加に伴い要介護認定等の申請も増加傾向にあり、30日以内の認定が難しくなっていることから、ICTの活用により、認定事務の効率化、省力化に取り組んでいます。</p> <p>【第8期中に取り組んだ内容】認定審査会のオンライン開催、認定の進捗や審査会日程及び認定結果のオンライン公開、認定調査員支援システムの導入（※本計画策定時点では、導入に向けシステムを構築中です。）</p>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	申請件数	5,846	5,852	-	審査件数	5,117	5,120	-
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度												
申請件数	5,846	5,852	-												
審査件数	5,117	5,120	-												
[第9期の方針]		[方向性] 継続													
<p>○引き続き、公平性、客観性を保った要介護認定、要支援認定に努めます。</p> <p>○審査会資料のデジタル化など、事務の効率化、省力化により一層取り組みます。</p>															

(2) 事業所の適切な運営支援

[概要]											
<p>介護保険サービス等が適切に利用できるよう、介護保険サービス事業所に係る指定に関する事項や、人員・設備・運営等に関する基準、保険給付に関する事項等について、事業所からの相談に応じるほか、法に定められた権限を行使し、運営指導や集団指導、監査、業務管理体制の確認検査等を実施します。</p> <p>また、利用者からの介護保険サービスに関する苦情相談、高齢者虐待防止法に基づく養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応を行います。</p> <p>上記の各対応に当たっては国や県、国民健康保険団体連合会と連携、協力を図ります。</p>											
[現状と課題]											
<p>○桑名市に指定権限がある事業所に対して運営指導を実施しました。</p>											
<p>図表 4-2 運営指導実施事業所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>28</td> <td>59</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	事業所数	28	59	-
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度								
事業所数	28	59	-								
<p>○運営指導の受入により、事業所の業務負担が増大します。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、オンライン形式による集団指導を毎年度実施しました。</p> <p>○指定申請関係書類を初めとする各種文書の押印廃止や厚生労働省より開発している「電子申請届出システム」の利用を開始しました。</p>											
[第9期の方針]		[方向性] 継続									
<p>○厚生労働省の「介護保険施設等運営指導マニュアル」等に即して、効率的でメリハリのある運営指導とすることで、事業所の負担軽減を図りながら、各事業所への運営指導を実施します。</p> <p>○引き続き、集団指導をオンライン形式で実施することで、市の福祉事業における活用を進めるなど受注拡大の支援を行います。</p> <p>○法令や国の通知等を踏まえながら、提出書類の見直しや申請手段の拡充等、事業所の負担軽減に努めます。</p>											

(3) 災害・感染症対策

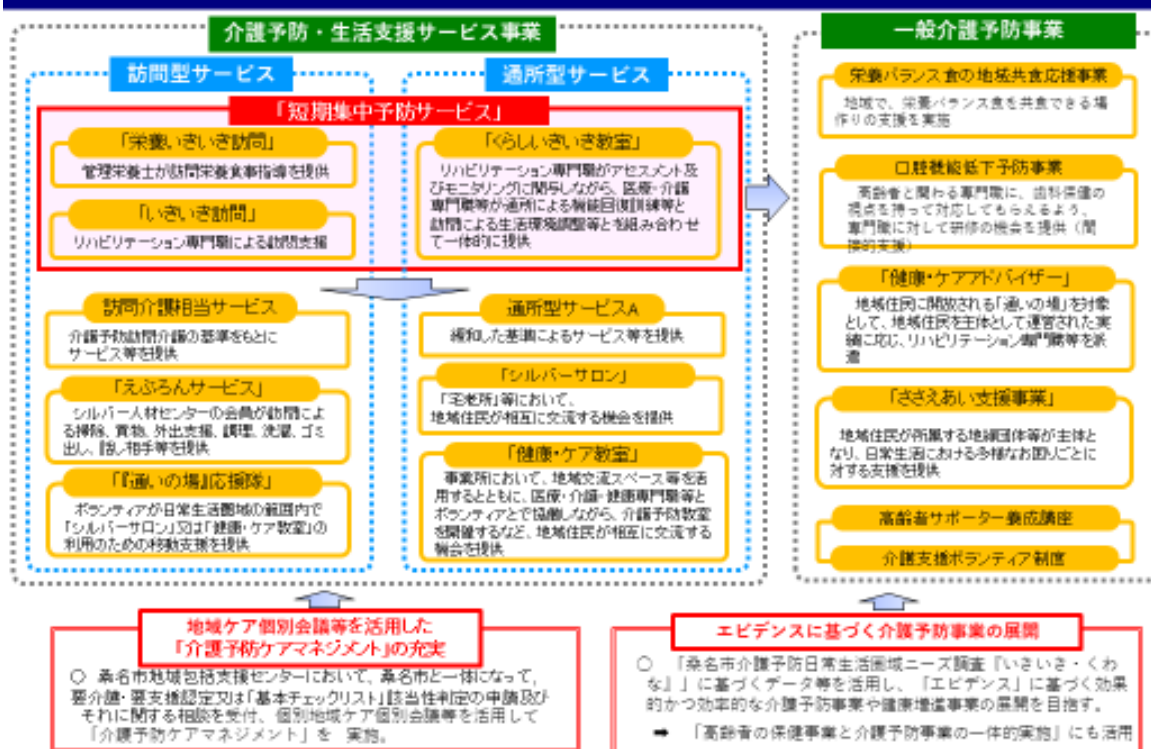
[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 桑名市では、2020（令和2）年度の災害対策基本法の改正による「避難行動要支援者名簿」の作成を行い、自治会等へ提供しています。■ 介護事業所等の防災及び感染症対策については、運営指導において事業所の防災訓練や感染症対策状況を確認するとともに、必要な指導を行っています。	
[現状と課題]	
<ul style="list-style-type: none">○2023（令和5）年度には、市内事業所の非常災害・感染症への対応力向上のため、災害時の高齢者の安全確保と必要なケアの継続を目的として、「介護事業所向け業務継続計画（BCP）策定研修会」を開催しました。○避難行動要支援者名簿に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、令和4年度から福祉専門職等のご協力をいただき進めています。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<ul style="list-style-type: none">○非常災害や感染症によるクラスターが発生した場合に、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）の作成、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を引き続き行います。○防災部局と連携し、福祉避難所の設置拡大に向けて事業所に働きかけを行います。○防災部局と連携し、要支援者を災害から保護等を円滑に行うため避難行動要支援者名簿を作成します。また、三重県介護支援専門員協会桑員支部と連携し、個別避難計画の作成を促進し、避難において支援が必要な高齢者の安全確保に努めます。○事業者の防災・災害対策に関する意識をさらに高めてもらうため、防災部局と連携し、避難確保計画の作成や見直し、訓練実施の周知等を行い、いざという時に必要な行動がとれるよう周知を行います。	

2 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

桑名市では、2015（平成27）年4月から総合事業を開始し、事業を進めながら、必要に応じて見直すことを前提に推進してきました。

このため、第8期における事業展開の課題点を整理し、本計画においては、総合事業における訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」については、次のとおり介護予防に資するサービスを提供していきます。

桑名市の第9期における「介護予防・日常生活支援総合事業」の全体像(案)



(1) 総合事業訪問介護サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス）

[概要]						
<p>■「介護予防・生活支援サービス事業」中の「旧介護予防訪問介護に相当するサービス」であり、内容も従前の介護予防訪問介護に準じます。</p>						
[現状と課題]						
<p>○第8期においては、従前の介護予防訪問介護の基準に基づき訪問介護相当サービスを提供しました。</p> <p>○利用者数、給付実績共に増加傾向にあります。</p> <p>○訪問介護職員の高齢化が進み、介護職員の中でも特に人材不足が深刻となっており、訪問介護職員の確保・育成が課題です。</p>						
図表4-3 訪問介護相当サービスの実績						
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延べ利用者数(人/年)	1,450	1,260	1,438	1,392	1,425	—
事業費(千円/年)	30,450	27,449	30,269	29,255	30,067	—
※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分						
[第9期の方針]				[方向性] 継続		
<p>○自立支援・重度化防止の観点強化する遵守事項を定めた上で、現行のサービス制度を継続するとともに、訪問介護職員を含めた介護職員の人材確保策を新たに検討します。</p>						
図表4-4 訪問介護相当サービスの見込み						
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度			
延べ利用者数(人/年)	1,524	1,572	1,620			
事業費(千円/年)	40,251	41,500	42,751			

(2) えぷろんサービス（訪問型サービスB）[住民主体による支援]

[概要]																																	
<p>■ 桑名市シルバー人材センターに委託し、日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供しています。</p>																																	
[現状と課題]																																	
<p>○利用実績は、利用見込みに対して低調に推移しています。</p> <p>○えぷろんサービスに就業できるシルバー人材センターの就業会員の確保や資質向上を図る必要があります。</p>																																	
<p>図表4-5 えぷろんサービスの実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">2021(令和3)年度</th> <th colspan="2">2022(令和4)年度</th> <th colspan="2">2023(令和5)年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間数(時間/年)</td> <td>400</td> <td>165</td> <td>440</td> <td>282</td> <td>480</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>336</td> <td>139</td> <td>370</td> <td>236</td> <td>404</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>							区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		計画	実績	計画	実績	計画	実績	利用時間数(時間/年)	400	165	440	282	480	—	事業費(千円/年)	336	139	370	236	404	—
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度																												
	計画	実績	計画	実績	計画	実績																											
利用時間数(時間/年)	400	165	440	282	480	—																											
事業費(千円/年)	336	139	370	236	404	—																											
[第9期の方針]				[方向性] 継続																													
<p>○サービスの内容として、訪問介護で実施できる掃除・洗濯・買い物・調理等以外にも、外出支援や話し相手もあることなど、サービスの独自性を周知しながら、普及に努めていきます。</p> <p>○サービス内容について、引き続きシルバー人材センターと協議しながら、改善を図っていきます。</p>																																	
<p>図表4-6 えぷろんサービスの見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2024(令和6)年度</th> <th>2025(令和7)年度</th> <th>2026(令和8)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間数(時間/年)</td> <td>400</td> <td>440</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>336</td> <td>370</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	利用時間数(時間/年)	400	440	480	事業費(千円/年)	336	370	404															
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																														
利用時間数(時間/年)	400	440	480																														
事業費(千円/年)	336	370	404																														

(3) いきいき訪問（訪問型サービスC）【短期集中予防サービス】

[概要]																																	
<p>■リハビリテーション専門職が、利用者の生活の場におけるアセスメント及びモニタリングに関与し、生活機能向上のために必要な環境調整や介護職等との連携を強化することで、自立支援を推進し、「生活の場」（居宅や社会参加の場など）での「参加」・「活動」の実現を目指します。</p> <p>■ケアプラン作成前のケアマネジャーのアセスメントに同行訪問することで、アセスメント支援やケアマネジメント力向上につなげます。</p> <p>■医師の指示書は必要としません。</p>																																	
[現状と課題]																																	
<p>○新規の事業所登録や、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種の登録者数が増加し、それぞれの専門性を活用できる体制は整ってきましたが、アセスメント支援としての位置づけの周知、活用が十分にできていません。</p>																																	
<p>図表4-7 いきいき訪問の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">2021(令和3)年度</th> <th colspan="2">2022(令和4)年度</th> <th colspan="2">2023(令和5)年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/年)</td> <td>150</td> <td>47</td> <td>153</td> <td>66</td> <td>158</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>2,400</td> <td>430</td> <td>2,488</td> <td>705</td> <td>2,528</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>							区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		計画	実績	計画	実績	計画	実績	利用者数(人/年)	150	47	153	66	158	—	事業費(千円/年)	2,400	430	2,488	705	2,528	—
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度																												
	計画	実績	計画	実績	計画	実績																											
利用者数(人/年)	150	47	153	66	158	—																											
事業費(千円/年)	2,400	430	2,488	705	2,528	—																											
[第9期の方針]			[方向性] 継続																														
<p>○アセスメント支援としての活用について、介護支援専門員に対し利用促進を図るとともに、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士ヘリエイブルメントの視点も含めて支援のコンセプトを再周知します。</p> <p>○短期集中サービス事業所に対して、事業や支援のコンセプトを共有できる研修会の開催や、事業所同士の連携が取りやすい仕組みづくりを検討します。</p> <p>○引き続き、新規の医療機関・介護事業所等を指定（又は委託）する場合は、市の指定する研修を受講したリハビリテーション専門職を配置します。</p>																																	
<p>図表4-8 いきいき訪問の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2024(令和6)年度</th> <th>2025(令和7)年度</th> <th>2026(令和8)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/年)</td> <td>98</td> <td>99</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>974</td> <td>984</td> <td>993</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	利用者数(人/年)	98	99	100	事業費(千円/年)	974	984	993															
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																														
利用者数(人/年)	98	99	100																														
事業費(千円/年)	974	984	993																														

(4) 栄養いきいき訪問（訪問型サービスC）[短期集中予防サービス]

[概要]						
<p>■ 栄養に関してリスクを抱える高齢者に対して、生活機能の維持及び向上を図り、要介護状態等となることの予防はもちろん、楽しみや生きがいである「食べること」を通じて、低栄養予防及び低栄養の早期改善並びに生活の質の向上を支援することを目的とします。</p> <p>■ 三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供しています。</p>						
[現状と課題]						
<p>○ 栄養リスクのある人については、既に医療機関や他のサービスの指導や助言を受けていることも多く、利用者数が伸びていません。</p>						
<p>図表 4-9 栄養いきいき訪問の実績</p>						
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/年)	12	8	15	6	18	—
事業費(千円/年)	70	39	90	29	110	—
<p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>						
[第9期の方針]			[方向性] 継続			
<p>○ 利用実績は少数ですが、サービス提供内容は充実しており、サービスの周知を強化します。対象者への周知方法について、チラシの改良や配付場所等の工夫により利用者の増加を図ります。</p> <p>○ ハイリスクになる前の高齢者の栄養に関する意識を高めてもらう活動も並行して実施します。</p>						
<p>図表 4-10 栄養いきいき訪問の見込み</p>						
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度			
利用者数(人/年)	10	10	10			
事業費(千円/年)	52	52	52			

(5) 「通いの場」応援隊（訪問型サービスD）[移動支援]

[概要]																										
<p>■ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供します。具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用しています。</p>																										
[現状と課題]																										
<p>○新型コロナウイルス感染症の流行後の影響や支援者の高齢化等により、利用が減少しています。</p> <p>○介護支援ボランティア制度を活用していることから、地域住民の意識により、サービスを安定して提供できない場合が想定されます。</p> <p>○担い手について、介護支援ボランティア制度を活用していることから、65歳以上しかポイントが付与されません。</p> <p>○「移動支援」のニーズは、家庭環境、地域、社会資源など様々な要因により多様であり、十分に対応できていません。</p>																										
<p>図表4-11 「通いの場」応援隊の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">2021(令和3)年度</th> <th colspan="2">2022(令和4)年度</th> <th colspan="2">2023(令和5)年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実提供人数(人/年)</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		計画	実績	計画	実績	計画	実績	実提供人数(人/年)	8	2	9	2	10	—
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績																				
実提供人数(人/年)	8	2	9	2	10	—																				
[第9期の方針]				[方向性] 継続																						
<p>○「住民主体」の「ちょっとそこまで」という助け合いの事業の趣旨は維持し、理解を求めていきます。</p> <p>○「移動支援」のニーズは多様ですが、対象者については「健康・ケア教室」「シルバーサロン」を利用するなどの社会参加が促進できる支援を、引き続き最優先します。</p> <p>○介護支援ボランティア制度のポイント付与対象について、拡大することを検討していきます。</p> <p>○生活支援コーディネーター等と協働し、地域の事情を踏まえ、現行制度とは別枠での「移動支援」検討を、可能な範囲で進めます。</p>																										
<p>図表4-12 「通いの場」応援隊の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2024(令和6)年度</th> <th>2025(令和7)年度</th> <th>2026(令和8)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実提供人数(人/年)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	実提供人数(人/年)	3	4	5												
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																							
実提供人数(人/年)	3	4	5																							

(6) 総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）[緩和した基準によるサービス]

[概要]						
<p>■「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」です。</p> <p>■本市では、利用者の認知機能やADL、IADLの維持、低下予防を推進するため、第8期に全国一律の基準による通所介護相当サービスを桑名市独自の基準による通所型サービスAに移行しました。</p>						
[現状と課題]						
<p>○利用者数、給付実績は、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により少なくなりましたが、2022（令和4）年度は増加しており、計画目標値を上回る傾向にあります。</p> <p>○事業所連携加算は、2グループ15事業所が参加し、資質向上に向けたより専門性の高い研修を実施しており、一定の評価ができます。</p> <p>○介護支援ボランティア加算、チームオレンジ加算の算定が少ないです。</p> <p>○報酬体系の複雑さから、報酬請求事務の負担が重くなっています。</p>						
図表4-13 通所型サービスAの実績						
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延べ利用者数(人/年)	4,150	3,694	4,102	4,633	4,049	—
事業費(千円/年)	116,200	94,580	115,266	114,815	114,181	—
※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分						
[第9期の方針]			[方向性] 継続			
<p>○認知症を含めた自立支援・重度化防止のための「機能改善・役割創出」の重要性に鑑み、国の報酬改定に準ずる報酬の見直しを実施した上で、現行の通所型サービスAを継続します。</p> <p>○報酬体系を回数単価報酬に統一する等により、制度や請求コードの整理、簡素化を行います。</p> <p>○加算等についての情報提供を行い制度の普及促進を行います。</p>						
図表4-14 通所型サービスAの見込み						
区 分	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
延べ利用者数(人/年)	5,004		5,160		5,316	
事業費(千円/年)	134,170		138,333		142,502	

(7) シルバーサロン（通所型サービスB）[住民主体による支援]

[概要]																																	
<p>■「既存の地域資源を有効に活用する」という考え方にに基づき、地区社会福祉協議会が開催している既存のサロンを「通所型サービスB」として位置付けています。要支援者、「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民に向けて、地域住民が相互に交流する場、介護予防に資する場として、茶話、体操、レクリエーション及び認知症予防等の内容を実施しています。</p> <p>■一般的な「通いの場」との違いを明確化するために、介護予防により効果的な内容等での実施、介護支援ボランティアの受け入れなど高齢者の社会参加促進等への重点化を図っています。</p>																																	
[現状と課題]																																	
<p>○「通所型サービスB」としての対象者（基本チェックリスト該当者等）に対する意識が十分ではありません。また、利用者が固定化し、新規の参加者が少ないところもあります。</p> <p>○多様な地域資源（「通いの場」）が創出される中、長い歴史を持つ「シルバーサロン」の位置づけについて検討が必要です。</p> <p>○サロンスタッフの事務負担軽減に向け「事務お助け隊」事業を導入しましたが、活用が不十分です。</p> <p>○まちづくり協議会を併設している地区については、事業の目的が重複する場合に、連携が十分取れない懸念があります。</p>																																	
<p>図表4-15 シルバーサロンの実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">2021(令和3)年度</th> <th colspan="2">2022(令和4)年度</th> <th colspan="2">2023(令和5)年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回/年)</td> <td>1,125</td> <td>876</td> <td>1,170</td> <td>1,112</td> <td>1,215</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>3,365</td> <td>2,208</td> <td>3,500</td> <td>2,696</td> <td>3,635</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>							区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		計画	実績	計画	実績	計画	実績	開催回数(回/年)	1,125	876	1,170	1,112	1,215	—	事業費(千円/年)	3,365	2,208	3,500	2,696	3,635	—
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度																												
	計画	実績	計画	実績	計画	実績																											
開催回数(回/年)	1,125	876	1,170	1,112	1,215	—																											
事業費(千円/年)	3,365	2,208	3,500	2,696	3,635	—																											
[第9期の方針]			[方向性] 継続																														
<p>○対象を明確にし、他の地域資源（「通いの場」）と差別化を図ります。</p> <p>○「事務お助け隊」事業の委託先である社会福祉協議会と連携し、サロンスタッフの事務負担軽減、作業の効率化等を検討します。</p> <p>○生活支援コーディネーターと協働し、まちづくり協議会の活動状況も把握しながら、より良い取組みを検討します。</p>																																	
<p>図表4-16 シルバーサロンの見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2024(令和6)年度</th> <th>2025(令和7)年度</th> <th>2026(令和8)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回/年)</td> <td>1,160</td> <td>1,200</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>3,000</td> <td>3,300</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	開催回数(回/年)	1,160	1,200	1,240	事業費(千円/年)	3,000	3,300	3,600															
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																														
開催回数(回/年)	1,160	1,200	1,240																														
事業費(千円/年)	3,000	3,300	3,600																														

(8) 健康・ケア教室（一般介護予防事業）〔介護予防普及啓発事業〕

〔概要〕						
<p>■ 地域において医療・介護専門職を抱える重要な地域資源である医療機関及び介護事業所は、医療や介護を必要とする人に対し、医療・介護サービスを提供する拠点であることに加え、医療・介護・健康等の専門職及び地域住民等のボランティアと協働し、高齢者やその家族が気軽に立ち寄り相談できる包括的な生活支援の拠点としての役割を果たすことが期待されます。</p> <p>■ そこで、要支援者、「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民に向けて、専門職等による健康相談、運動、口腔、栄養、認知等に関する介護予防教室(健康・ケア教室)を開催する事業所について、費用の助成を行っています。</p>						
〔現状と課題〕						
<p>○ 圏域によって登録事業者数に差があることや、送迎を実施している事業者が少ないため、フレイル対象者等、通所型サービスBとしての受け皿として、役割が果たせていません。</p> <p>○ 通所型サービスBとして、実施主体は住民とされていますが、登録機関の多くが介護保険事業所であり、チェックリストについても管理がされていないため、位置付けの整理が必要です。</p>						
図表 4-17 健康・ケア教室の実績						
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
開催箇所数(か所/年)	30	29	32	27	34	—
事業費(千円/年)	7,200	2,156	7,680	2,856	8,160	—
※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分						
〔第9期の方針〕			〔方向性〕 位置付けの部分変更			
<p>○ 現行の補助金額に加え、送迎を実施している登録事業者については加算を検討します。また、送迎未実施の事業者に対しては促進を図ります。</p> <p>○ 送迎加算に対する報酬のみを通所型サービスBとし、基本報酬の位置付けを一般介護予防事業へ移行することにより、チェックリストに関する課題を整理し、登録機関の増加を目指します。</p>						
図表 4-18 健康・ケア教室の見込み						
区 分	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
開催箇所数(か所/年)	29		30		31	
事業費(千円/年)	3,400		4,000		4,600	

(9) ぐらしいき教室（通所型サービスC）[短期集中予防サービス]

[概要]																																	
<p>■生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対して、リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が、①送迎を伴う通所による機能回復訓練等、②訪問による生活環境調整等を組み合わせて一体的に提供します。</p>																																	
[現状と課題]																																	
<p>○新規の通所型サービス利用者の約1/3が利用している一方で、事業所が無い圏域があるため、サービスの利便性に地域差があります。</p> <p>○リエイブルメント（できる限り元の生活を取り戻す）の視点において、支援者間にばらつきが生じていることが危惧されます。</p> <p>○利用時間が異なる場合（入浴、食事の有無等）でも、同じ単価設定となっています。</p>																																	
<p>図表4-19 ぐらしいき教室の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">2021(令和3)年度</th> <th colspan="2">2022(令和4)年度</th> <th colspan="2">2023(令和5)年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用者数(人/年)</td> <td>605</td> <td>360</td> <td>610</td> <td>550</td> <td>615</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>19,000</td> <td>10,329</td> <td>19,157</td> <td>14,651</td> <td>19,314</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>							区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度		計画	実績	計画	実績	計画	実績	延べ利用者数(人/年)	605	360	610	550	615	—	事業費(千円/年)	19,000	10,329	19,157	14,651	19,314	—
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度																												
	計画	実績	計画	実績	計画	実績																											
延べ利用者数(人/年)	605	360	610	550	615	—																											
事業費(千円/年)	19,000	10,329	19,157	14,651	19,314	—																											
[第9期の方針]			[方向性] 継続																														
<p>○新規参画事業所の公募を行います。</p> <p>○短期集中サービス事業所の全体的な資質向上に向けた研修会の開催や事業所同士の連携が取りやすい仕組みづくりを検討するとともに、地域包括支援センターや介護支援専門員等支援者も含めて、リエイブルメントの視点等、事業のコンセプトの再周知を行います。</p> <p>○報酬改定や実情に合わせて、単価設定の見直しを検討します。</p> <p>○引き続き、サービスの提供状況に関する情報の公表、「地域ケア会議」に対する協力、短期集中サービス事業所の全体的な資質向上に向けた事業所連携、研修などへの参加に努めること等を遵守事項とします。</p>																																	
<p>図表4-20 ぐらしいき教室の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2024(令和6)年度</th> <th>2025(令和7)年度</th> <th>2026(令和8)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用者数(人/年)</td> <td>638</td> <td>644</td> <td>658</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>16,723</td> <td>16,890</td> <td>17,058</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	延べ利用者数(人/年)	638	644	658	事業費(千円/年)	16,723	16,890	17,058															
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																														
延べ利用者数(人/年)	638	644	658																														
事業費(千円/年)	16,723	16,890	17,058																														

(10) 介護予防ケアマネジメント

[概要]

- 介護予防ケアマネジメントについては、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者がアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、総合事業のサービス等が適切に提供されるよう実施しています。

[現状と課題]

- 介護予防ケアマネジメントは介護予防支援も含めて、約7割が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託されており、地域全体での支援が進んでいますが、委託先はやや限定的です。
- 介護予防支援の指定事業所に、居宅介護支援事業所が追加され、地域包括支援センターによる介護予防支援に対する関与（ケアマネジメント支援等）が難しくなるため、介護予防に対する包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化が必要となります。

図表4-21 介護予防ケアマネジメントの実績

区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延べ利用者数(人/年)	3,000	2,719	3,100	3,128	3,200	—
事業費(千円/年)	13,800	13,286	14,260	15,470	14,720	—

※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分

[第9期の方針]

[方向性] 継続

- 介護予防ケアマネジメント等を地域全体で支援ができるよう、地域包括支援センターとともに、居宅介護支援事業所と協働できるより良い方法を検討していきます。
- 介護予防ケアマネジメント等に対する包括的・継続的ケアマネジメントの在り方や、その手段の一つとして、地域ケア個別会議等の活用も併せて検討していきます。

▶ 「原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）」

対 象	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ①総合事業訪問介護サービス ②通所Aサービス ③くらしいきいき教室 ④えぷろんサービス ⑤栄養いきいき訪問 ⑥いきいき訪問
実施機関	地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者
手 続	アセスメント及びモニタリングを経て、必要に応じて、桑名市及び桑名市地域包括支援センターが開催する「地域ケア個別会議」を開催。

▶ 「初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）」

対 象	サービスを終了した高齢者（「通いの場」応援隊、シルバーサロンを利用する者を含む）
実施機関	地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者
手 続	「元気アップ計画書」を交付（＝セルフマネジメント支援）及び一定期間（半年～1年程度）状況の把握を行い、必要に応じて（地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と連携し）フォローを行う。

図表 4-22 介護予防ケアマネジメントの見込み

区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
延べ利用者数(人/年)	3,800	3,900	4,000
事業費(千円/年)	19,400	21,340	23,470

3 総合事業（一般介護予防事業）

一般介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

桑名市においては、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる多様な社会参加の場の充実を行います。住民主体を基本とした「通いの場」※の充実に加え、高齢者の多様な関心（ニーズ）等に応じた活動・場といった社会参加の選択肢を拡充していくような地域づくりを、生活支援コーディネーター等とともに推進します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（p.●参照）の取り組みとも連動し、高齢者の健康づくりや介護予防をより効果的に推進します。

※「通いの場」の概念：通いの場とは、高齢者をはじめ地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に取り組む、介護予防やフレイル予防に資する月1回以上の多様な活動の場・機会のことをいう。（東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター）

(1) 介護予防把握事業

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 介護予防に資するサービスの提供を実現するためには、早期に一定のリスクを抱える高齢者を把握することが重要です。そのため、「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施しています。■ 地域包括支援相談員を各地域包括支援センターに配置し、相談支援やアウトリーチ等行っています。■ ニーズ調査に基づくデータの活用等により、閉じこもり等の一定のリスクを抱える高齢者（要介護認定者等を除く）を対象として、地域包括支援相談員や各地域包括支援センター職員が戸別訪問を実施しています。	
[現状と課題]	
○ ニーズ調査の結果のデータに基づき、閉じこもり等の一定のリスクを抱える高齢者に対して、地域包括支援相談員等にて訪問や相談支援をしています。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<ul style="list-style-type: none">○ ニーズ調査の結果データの活用等により、閉じこもり等の一定のリスクを抱える高齢者（要介護認定者等を除く）を対象として、引き続き、地域包括支援相談員や各地域包括支援センター職員が戸別訪問を実施します。○ 桑名市が定める地域包括支援センター事業運営方針に、本事業を位置づけ、地域包括支援センターでの着実な実施を推進していきます。○ ニーズ調査未提出者を抽出し、健康や生活状態等を確認するとともに、必要に応じて、医療や介護サービス、多様な社会参加の場等につなぎます。	

(2) 介護予防普及啓発事業

① 栄養バランス食の地域共食応援事業

[概要]			
<p>■ 低栄養の予防、健康維持、日頃の活動等を行うために、栄養バランス食を習慣的に摂ることが大切です。</p>			
[現状と課題]			
<p>○ 第8期までは、食生活改善のための料理教室を、桑名市食生活改善推進協議会に委託して実施していましたが、孤食になりがちの人等が地域の身近な場所で共食ができる場の提供の観点において不十分な面があり、必要と思われるすべての高齢者には実施できていないのが実情です。</p>			
[第9期の方針]		[方向性] 新規	
<p>○ 主に団体（概ね65歳以上の高齢者）を対象とし、当該団体が栄養バランス食を地域で共食する場を創出する際の支援を行います。</p> <p>○ 栄養バランス食を実際に食べて実感してもらい、普段の食習慣の参考にしてもらいます。</p>			
図表4－ 栄養バランス食の地域共食応援事業の見込み			
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
参加者数(人/年)	30	30	30
事業費(千円/年)	110	110	110

② 口腔機能低下予防事業

[概要]	
<p>■ 歯や口腔の健康は、食を通じた心身の健康維持だけでなく、高齢者の生活の質（QOL）にも大きく関わります。歯周病や口腔機能低下を防ぐためには、セルフケアと定期的な歯科検診が大切です。地域で多くの高齢者と関わる支援者により、その意義についての気づきを促し、口腔機能低下予防のための働きかけを行うとともに必要に応じて歯科医療機関と連携します。</p>	
[現状と課題]	
<p>○ 第8期まで実施していた「お口いきいきプログラム」では対象者が口腔機能低下を自覚する前もしくは疑われる状況の早い段階で専門職が関わる事ができましたが、協力医療機関の患者に限られたため、地域全体の働きかけとしては難しいのが実情でした。</p>	
[第9期の方針]	[方向性] 新規
<p>○ 各地域包括支援センター職員など高齢者と関わる専門職に、歯科保健の視点を持って対応してもらえるよう、桑員歯科医師会の協力のもと、歯科口腔に関する研修の機会を提供（間接的支援）します。</p> <p>○ 歯科医療が必要な場合は、歯科医院と円滑に連携できる体制づくりに努めます。</p>	

(3) 地域介護予防活動支援事業

① ささえあい支援事業

[概要]						
<p>■ 地域住民が主体となり、支援が必要な高齢者等に対して、日常生活における多様な困りごとに対する支援を行います。活動団体に対して補助金が交付されます。</p>						
[現状と課題]						
<p>○ 地区社会福祉協議会、まちづくり推進協議会、民間団体等、様々な主体が取り組んでいますが、担い手の高齢化が進んでいるところあり、支援内容がやや限定的になっている可能性があります。</p> <p>○ 地域住民の互助の広がり、高齢者の活動・役割の創出に期待が寄せられていますが、地区社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など様々な主体が想定される中、各主体間の連携に時間を要しています。</p> <p>○ 介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられていたため、対象者（要支援者、「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民）、等、柔軟な対応が困難であったと考えられます。</p>						
図表 4-23 ささえあい支援事業の実績						
区 分	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
支援団体数(団体/年)	3	4	4	4	5	—
[第9期の方針]			[方向性] 位置付けの変更			
<p>○ 対象者等、柔軟に対応できるよう、事業の位置付けを介護予防・生活支援サービス事業から一般介護予防事業へ変更します。</p> <p>○ 生活支援コーディネーターと協働し、支援が必要な高齢者が日常生活において必要とする多様な困りごとの内容等を改めて考慮したうえで、地域住民の意見も踏まえ、既存活動の活性化、横展開を促す方策を検討していきます。</p> <p>○ 活動の「見える化」を進め、地域での意識の共有化を図り、地域力の向上を目指します。</p>						

② 高齢者サポーター養成講座

[概要]											
<p>■ 地域住民を主体とする「サポーター」の活動や「通いの場」の運営が促進されるよう、また、高齢になっても「支える側」として活動できるようボランティアを育成する「高齢者サポーター養成講座」を、地域の状況に応じて生活支援コーディネーターが開催しています。</p>											
[現状と課題]											
<p>○ 地域の状況に応じて開催する形式のため、開催のない地域があります。</p> <p>○ 受講後、具体的なサポーター活動に結び付かないことも少なくありません。</p>											
<p>図表 4-24 高齢者サポーター養成講座の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成講座参加人数(人/年)</td> <td>47</td> <td>86</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	養成講座参加人数(人/年)	47	86	—
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度								
養成講座参加人数(人/年)	47	86	—								
[第9期の方針]		[方向性] 継続									
<p>○ 生活支援コーディネーターによる、地域の状況に応じた講座開催、そこからのサポーター活動への発展に向けて、再度講座の実施形態等の検討を行います。</p>											

③ 介護支援ボランティア制度

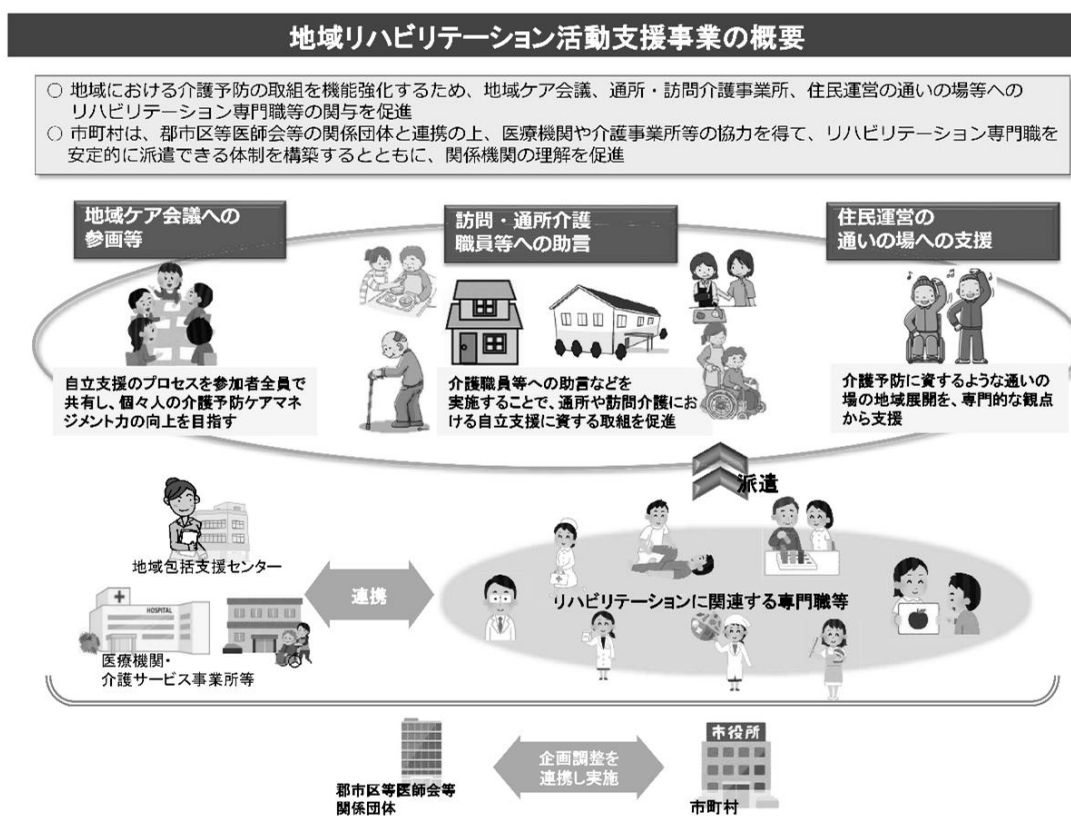
[概要]															
<p>■ 高齢者のボランティアを始めとする社会参加は、高齢者の介護予防に資するものです。このため、2010（平成22）年度から「桑名市介護支援ボランティア制度」を開始しました（桑名市社会福祉協議会に委託）。</p> <p>■ 介護保険関係事業所等において介護支援ボランティア活動に参加した実績に応じた評価ポイントを付与し、それに応じた転換交付金を支給しながら、高齢者の介護予防に資する社会参加を促しています。</p>															
[現状と課題]															
<p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ボランティアの受け入れを中止せざるを得なかった事業所がほとんどでしたが、感染状況を確認しながら感染防止対策等を講じてボランティアの受け入れを再開してきています。</p>															
<p>図表 4-25 介護支援ボランティア登録の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア登録者数(人)</td> <td>398</td> <td>391</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>登録事業書数(か所)</td> <td>104</td> <td>107</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	ボランティア登録者数(人)	398	391	—	登録事業書数(か所)	104	107	—
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度												
ボランティア登録者数(人)	398	391	—												
登録事業書数(か所)	104	107	—												
[第9期の方針]		[方向性] 継続													
<p>○ボランティア活動に関心のある高齢者はもとより、あらゆる高齢者にボランティア登録を促しながら、ボランティア登録者数の増加を図ります。</p> <p>○ボランティアの活動の場が広がるよう、介護事業所等に登録を働きかけるとともに、現在登録している事業所においてはボランティアの受け入れを促していきます。こうしたことにより、高齢者の活躍の場を広げ、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。</p> <p>○さらに新たな受入機関の可能性についても検討していくとともに、活動場所や年齢層の拡大など、ボランティア活動の裾野の拡大（地域力の拡大）についても検討していきます。</p>															

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

① 「健康・ケアアドバイザー」派遣

[概要]											
<p>■ 地域住民を主体とする「通いの場」が人と人とのつながりを通じて充実し継続的に運営され、介護予防に資する取り組みが推進できるよう、医療・介護・リハビリテーション等専門職（以下、専門職）が地域住民の主体性を阻害しない形で定期的に関与することは重要です。</p> <p>■ このため、高齢者をはじめとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、専門職を「健康・ケアアドバイザー」として派遣しています。</p>											
[現状と課題]											
<p>○ 健康・ケアアドバイザーの主旨や内容の理解が、市民や地域の専門職にまだ十分進んでいません。</p> <p>○ 派遣される健康・ケアアドバイザーが限定的であり、貴重な地域資源である地域の専門職の関与や連携が十分にできていません。</p>											
<p>図表 4-31 「健康・ケアアドバイザー」派遣の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣件数(件/年)</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	派遣件数(件/年)	20	23	—
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度								
派遣件数(件/年)	20	23	—								
[第9期の方針]		[方向性] 継続									
<p>○ 改めて市民に対して周知及び利用促進、地域の専門職に対して事業の周知及び健康・ケアアドバイザーへの登録勧奨を行っていきます。</p> <p>○ 関与する健康・ケアアドバイザーは、市が定める一定の研修を受け、市に登録を行います。</p>											

図表 4-26 地域リハビリテーション活動支援事業の概要

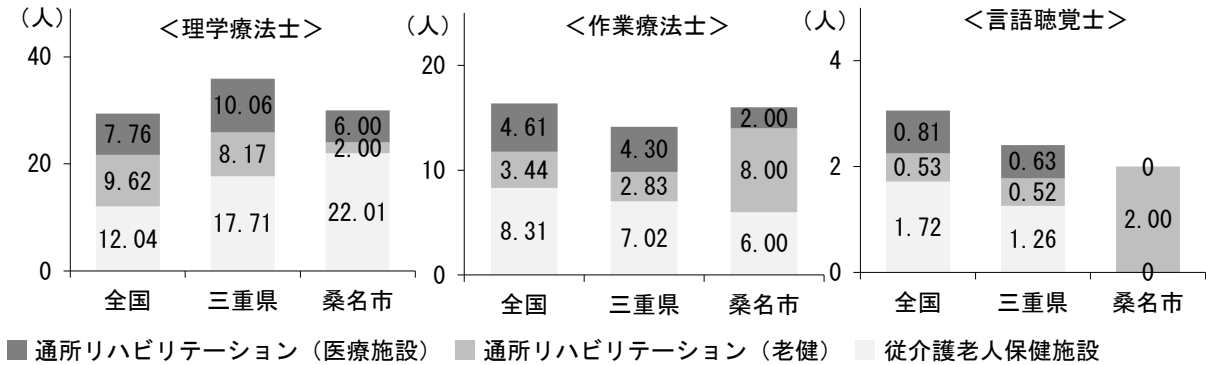


■ 地域リハビリテーション支援体制の構築

高齢者が要介護状態等になった場合であっても、リハビリテーションにより、「心身機能」の向上だけでなく、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることによって、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう適切に支援することが重要です。通いの場（72・73参照）や地域ケア個別会議（95参照）等へのリハビリテーション等専門職の関与に加え、自立支援に取り組むリハビリテーションサービスを提供できる体制の構築を図ります。

桑名市における通所系リハビリテーション従事者数（認定者1万人対）は、全国・三重県に比して、言語聴覚士以外は同程度であり、加えて通所リハビリテーション、介護老人保健施設以外の通所介護事業所などにも多くの療法士が所属しているのが特徴です。

図表 4-27 リハビリテーションサービス従事者数（認定者 1 万人対）



<時点>：2019（平成27）年

<出典>：地域包括ケア「見える化」システム（2023（令和5）年11月21日取得）

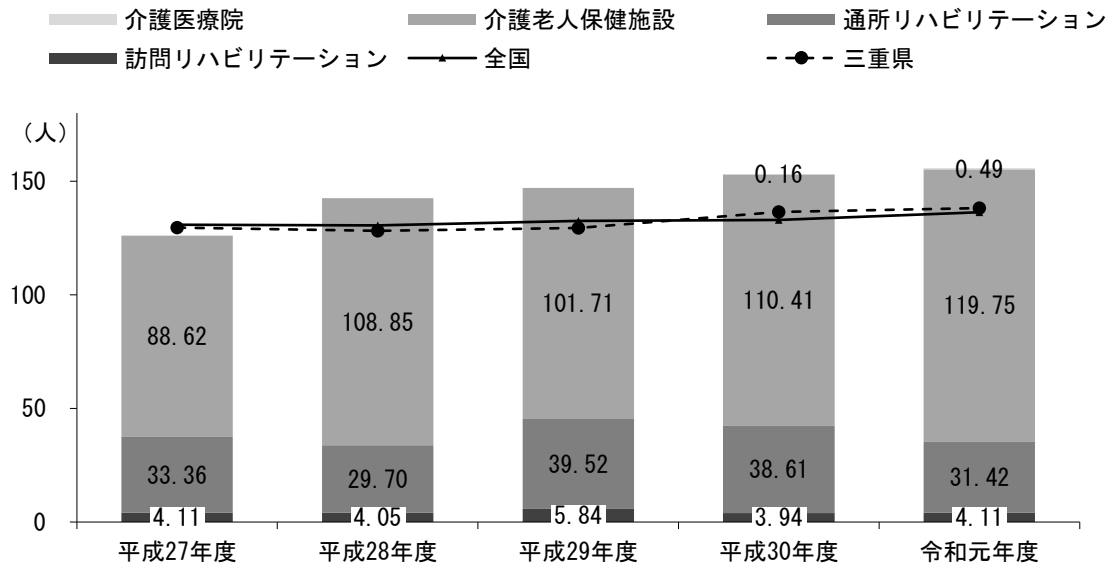
図表 4-28 リハビリテーションサービス従事者の所属割合



<出典>：保健医療課調査による介護保険事業所所属のリハ職 2023（令和5）年●月

自立支援に向けて、短期間で集中的にアプローチを図り、有効性が確認されている要支援者に対する通所型・訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の利用を引き続き推進します。また、要介護者に対しては、短期集中（個別）リハビリテーションの実施を促進し、これらの取組が推進されることについて評価指標等を設定します。なお、「くらしいきいき教室」（通所型サービスC）、「いきいき訪問」（訪問型サービスC）の実績は74頁を参照してください。

図表 4-29 短期集中（個別）リハビリテーション実施加算算定者数の推移（認定者1万人対）



<出典>：地域包括ケア「見える化」システム（2023（令和5）年11月21日取得）

図表 4-30 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの評価指標及び目標とする方向性

指 標		目標 方向性
通所型・訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の利用者数及び短期集中（個別）リハビリテーションの実施加算算定者数の増加（人）	短期間で集中的にサービスの提供を行うことで、高齢者の自立支援の促進を目指します。	➔

4 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46第1項で「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」と定義されており、地域の高齢者の「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予防ケアマネジメント」など、高齢者の自立した生活の支援のために必要な業務を総合的に行っています。

言い換えれば、地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を果たすための機関といえます。

地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中心に位置づけ、各種関係団体の連携を強化することにより、桑名市の地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

また、8050問題やダブルケアなど、地域の福祉課題は複合化・複雑化していて高齢者に対する施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが増加する中、地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターのブランチを2017（平成29）年度から「福祉なんでも相談センター」と一体的に大山田（光精工）コミュニティプラザ内で開設し、2020(令和2)年度から「多度福祉なんでも相談センター」を多度すこやかセンター内に、「長島福祉なんでも相談センター」を長島デイサービスセンター内に開設し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等福祉分野の包括的な相談支援を行っており、地域包括支援センターと連携し、相談体制の強化を行っています。

そこで、高齢者虐待の予防や対応、認知症対策など、より専門性が求められる業務に的確に対応していくため、業務の質と量を勘案しながら体制強化と職員の資質向上を図るとともに、地域の福祉資源やネットワークの活用により地域の課題の把握を行い、施策に反映できるような体制を整えます。

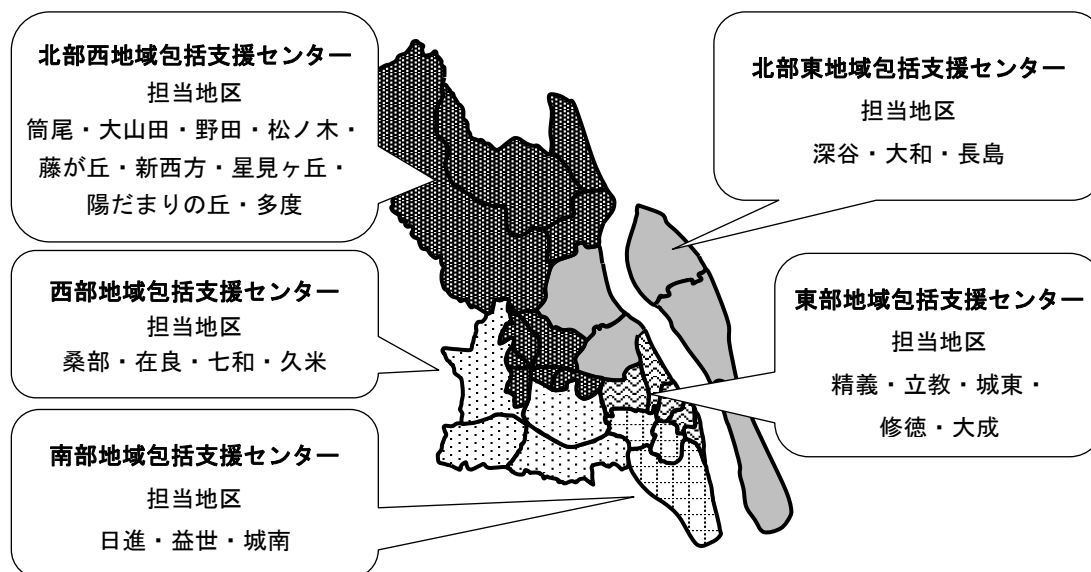
(1) 概要

- 地域包括支援センターは、介護保険の保険者である桑名市の委託を受けた、準公的機関として地域包括ケアシステム構築にあたって重要な役割を担うことが期待されています。このことについて、様々な機会を通じて地域の関係者等へ周知を進めています。
- 国の示す目安の高齢者人口からの標準の職員配置である、1つの地域包括支援センターに三職種（保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）と介護支援専門員を1チームとして、2チームの配置に加え、規定の職種以外の地域包括支援相談員、生活支援コーディネーターを配置し、機能強化を図っています。

図表 3-20 地域包括支援センターの現状（2023（令和5）年10月1日現在）

地域包括支援センター	担当エリア	高齢者人口 (75歳以上)
東 部	精義、立教、城東、修徳、大成	6,963人 (4,000人)
西 部	桑部、在良、七和、久米	7,800人 (4,388人)
南 部	日進、益世、城南	5,852人 (3,356人)
北部西	筒尾、大山田、野田、松ノ木、藤が丘、新西方、星見ヶ丘、陽だまりの丘、多度 ※大山田コミュニティプラザ内の「福祉なんでも相談センター」にサテライト型地域包括支援センターを設置	10,458人 (5,224人)
北部東	深谷、大和、長島	6,982人 (3,933人)
市介護予防支援室 (基幹型)	市内全域を対象 (各地域包括支援センターの後方支援、地域支援事業の企画・関係団体との調整等)	—

図表 3-21 地域包括支援センターの管轄区域



- 地域包括支援センターの運営の委託に当たり、介護保険法施行規則第140条の67の2により包括的支援事業の実施の方針を示すものとされており、桑名市ではこれを地域包括支援センター事業運営方針として提示します。
- 事業運営方針については、地域包括支援センターが、「マネジメント」機能を十分に発揮できるよう、毎年度、次に掲げる事項を重点に置いた地域包括支援センター事業運営方針を提示しています。

- ① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底
- ② 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行
- ③ 介護予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

- 地域包括支援センター事業運営方針で提示した具体的な方針に基づき、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」において、毎年度、地域包括支援センターの体制及び事業実績に基づき、自己評価、ヒアリング等をもとに総体的な実績評価を行っています。これらの評価をもとに、地域包括支援センターの取組を改善・見直すこと等によりPDCAサイクルを循環させ、地域

包括支援センターの機能向上を図っています。

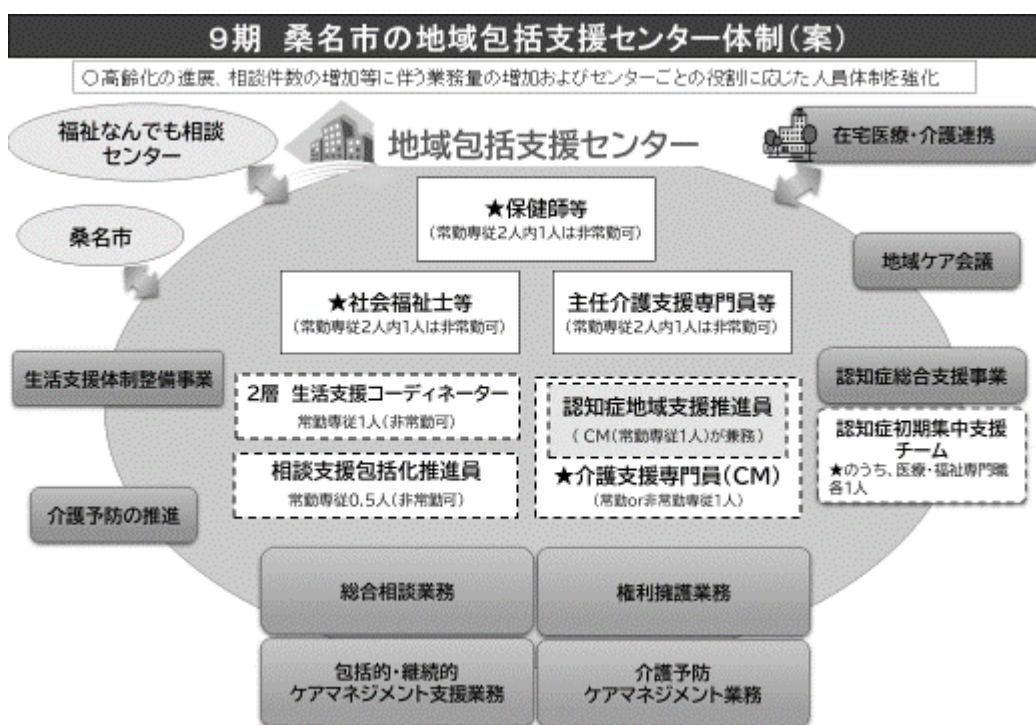
(2) 現状と課題

- 人員確保が十分でなく、地域包括支援センターによっては職員の配置数に不足が生じています。
- 高齢者人口の増加に伴い、相談件数の増加、さらに8050問題など複合的な相談も増加していること等により、地域包括支援センターの業務負担が大きくなっています。
- 毎年度提示している地域包括支援センター事業運営方針が、各職員に十分浸透していない懸念があります。

(3) 第9期の方針

- 地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たす機関として、十分に機能が発揮できるために人員確保が促進されるよう、市独自の配置基準について見直しを検討します。
- 増加する複合的な福祉課題に的確に対応できるよう、「福祉なんでも相談センター」や関係機関との連携を強化し、さらに「重層的支援体制整備事業」における「包括的な相談支援」を担う機関として、多機関協働による具体的な支援に迅速につなぐ等、地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の充実を推進します。
- 実績評価等については、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において適切に実施し、業務の質の向上に活かせる評価手法、活動報告等を検討します。
- 地域包括支援センター事業運営方針を毎年度提示し、桑名市の方針を明確化するとともに、地域包括支援センターに対してのマネジメント（管理）機能を十分に発揮できるように担保していきます。また、職員の職種等に応じた部会においても、地域包括支援センター事業運営方針をもとに、規範的統合が図られるよう協議し、それぞれの職種の視点に基づき、チームプレーを推進していきます。

図表3-22 第9期における桑名市の地域包括支援センター体制のイメージ



(1) 総合相談支援事業

高齢者が安心して生活を続けられるようにするためには、介護保険サービスをはじめ、地域の多様な社会資源を活用した支援が必要になります。地域包括支援センターにおいて、関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な支援を行っています。

詳細については、●頁を参照してください。

(2) 権利擁護の推進

[概要]

- 高齢者虐待を防止するためには、地域の関係者で相互に連携して対応することが重要です。2008年度以降、桑名市では高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置しています。

【高齢者虐待防止対策】

①周知・啓発 ②ネットワークの構築 ③関係機関との連携を実施し、体制整備の強化を図っています。

【高齢者虐待への対応】

各種法律に基づき、緊急性の判断、対応方針検討のため多職種で会議を行い、本人及び養護者等様々な立場を考えながら支援を行っています。

【社会的孤立者等への対応】

早期に課題を把握するため、「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を活用したアウトリーチ訪問を行っています。

[現状と課題]

- 「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、高齢者虐待等の現状や課題、虐待防止の対策や取組内容、事例検討を行っています。

【高齢者虐待防止対策】

① 周知・啓発

介護支援専門員や介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」を定期的で開催し、地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用しています。虐待の未然防止、早期発見のための周知・啓発は継続的に行うことが必要です。

② ネットワークの構築

早期発見や見守り体制、再発防止のため、地域の関係者や関係機関と既存のネットワークを活用し、連携対応しています。セルフネグレクトや養護者に該当しない者からの虐待、消費者被害など、法に準じる対応が求められる事案が増えており、法律専門職や医療職・専門機関等とも連携対応できる協力体制が必要です。

③ 関係機関との連携

経済的虐待等の事案は、成年後見制度の申立の必要性や日常生活自立支援事業の利用等について、関係機関と連携し、速やかな対応を行っています。また、DVや8050世帯、消費者被害等、他部署との連携が必要な事案が増えています。

【高齢者虐待対応】

○桑名市と地域包括支援センターでマニュアルを共有し、通報票等のツールの活用、支援方針の検討を行っています。虐待対応の知識やスキルの継承、スーパービジョン体制の構築が課題です。

【社会的孤立者等への対応】

○セルフネグレクトや8050世帯等が増えており、地域での孤立化を防ぐためにも、早期発見や適切な支援に繋げることが必要です。

○身寄りがない人や身寄りがあっても支援を受けられない人が入院や入所時に身元保証会社と契約するケースが増えています。身元保証が必要な場面や理由について、整理が必要です。

[第9期の方針]

[方向性] 継続

○「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を定期的開催し、地域の関係者の参画を得て、以下の取組事項について協議します。

【高齢者虐待防止対策】

① 周知・啓発

引き続き、早期発見・早期対応の重要性について、関係機関や地域等、対象に合わせた研修会の開催や周知方法及びツールの作成について検討していきます。

② ネットワークの構築

権利擁護支援に関する様々な既存のネットワーク（中核機関の地域連携ネットワークや重層的支援体制整備事業等）との更なる連携によって、早期発見や見守り体制、介入支援の充実を図ります。

③ 関係機関との連携

高齢部門だけでは対応できない複合的な課題については、地域支援調整会議等の開催を通して、関係機関や他部署との連携協力体制を図っていきます。

【高齢者虐待への対応】

- 法律に基づいて、専門的かつ迅速な対応を確実に行うため、虐待及び困難事例に対応する職員への研修、さらに活用しやすい帳票やマニュアルの見直しを検討します。
- 支援者が安心して虐待対応に取り組める環境や必要時に法律専門職や福祉専門職などから助言を受けられる体制の充実を図っていきます。

【社会的孤立者等への対応】

- 引き続き、ニーズ調査を活用したアウトリーチを行い、ハイリスク者の早期対応に努めます。また、相談に至らない世帯を把握した際には、適切なタイミングで介入できるよう伴走支援を行います。
- 身寄りがない等、社会的孤立者については、身元保証など支援が必要となる現状と課題を調査し、身寄りの有無にかかわらず困らない体制やしきみづくりの検討を行います。また、独居高齢者の増加が予測されるため、いざという時の備えについて、成年後見制度やACP等の周知も引き続き行い、事例を通して社会資源を発掘し、「見える化」を図っていきます。

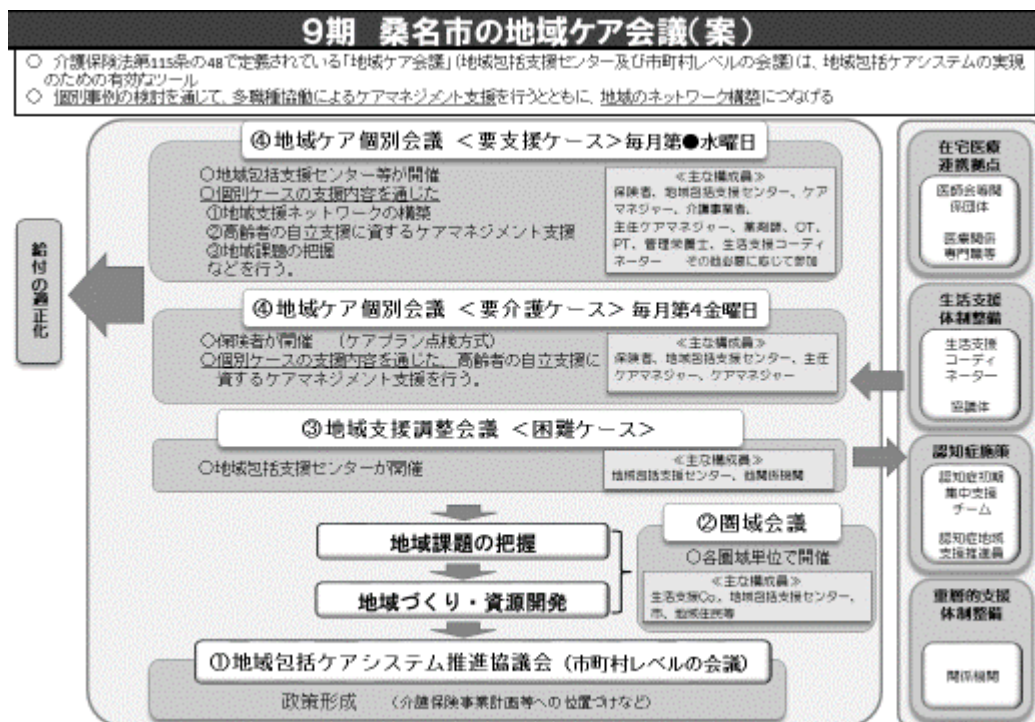
(3) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、介護保険法第115条の48で定義されており、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議」のことです。

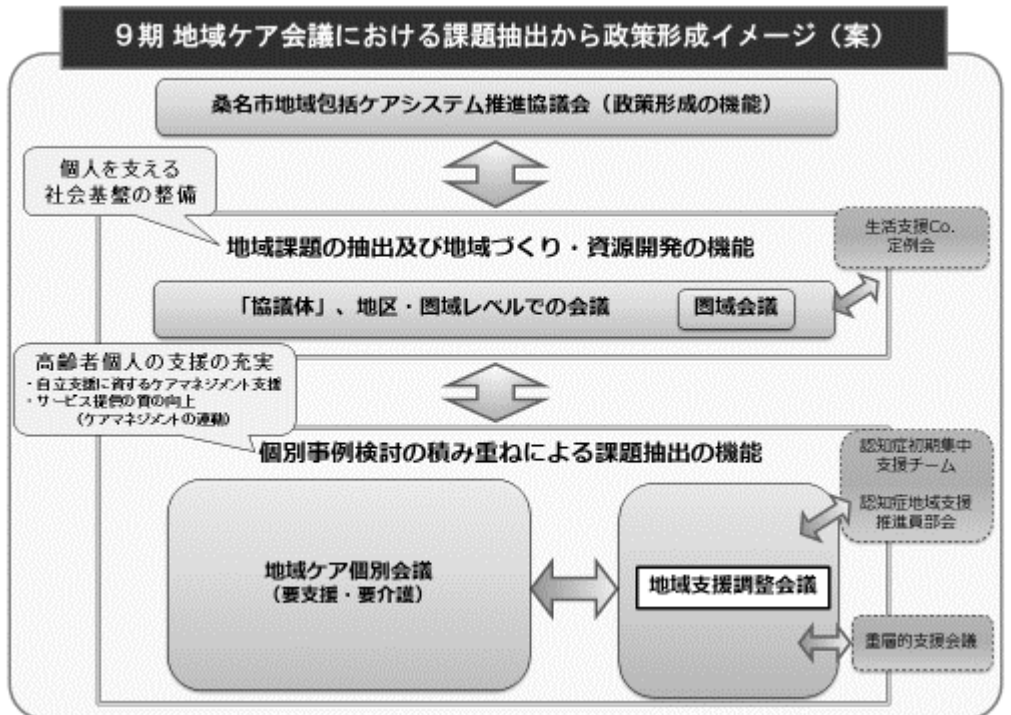
地域ケア会議の機能としては、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」があります。

桑名市では、地域ケア会議の一類型として①桑名市地域包括ケアシステム推進協議会を位置づけるとともに、②圏域会議、③地域支援調整会議、④地域ケア個別会議の4つの会議体を地域ケア会議として位置づけています。

図表 4-32 桑名市の地域ケア会議



図表 4-33 第9期 地域ケア会議における課題抽出から政策形成イメージ



① 圏域会議

[概要]			
<p>■各圏域単位で生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センター、保健医療課などが参加し、地域活動の情報共有から、地域課題の分析・抽出、地域づくり・資源開発などに向けた取組を議論しています。</p>			
[現状と課題]			
<p>○各圏域で、地域課題の分析・抽出、地域づくり・資源開発などに向けた議論の内容が、多様化する課題やニーズに対応できてない可能性があります。</p>			
図表 4-34 圏域会議の検討実績			
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
検討した地域課題の数(件)	9	14	—
[第9期の方針]		[方向性] 継続	
<p>○各圏域で多様化する課題やニーズに応じた資源開発、地域づくりなどが行われるよう、引き続き生活支援コーディネーターが中心となり、議論を行っていきます。</p> <p>○地域ケア個別会議や総合相談等における個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域課題を抽出した上で、地域に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげていく流れを明確にしていくために、圏域会議を有効に活用できるよう取り組んでいきます。</p>			

② 地域支援調整会議

[概要]															
<p>■ 地域の高齢者世帯における困難事例の解決のため、地域包括支援センターが桑名市と連携して、地域支援調整会議を開催しています。</p>															
[現状と課題]															
<p>○ 各地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、成年後見制度、生活困窮等の困難事例対応に際して、介護保険事業者や医療機関、民生委員等の関係機関の参加を得て、課題解決のための会議を適宜開催しています。</p> <p>○ 「共生型」「認知症型」と位置づけ、目的別に開催することで課題の整理や共有に努めました。2022年度より、桑名市では重層的支援体制整備事業が開始され、高齢部門だけでは対応が困難な複雑化・複合化した「共生型」に位置付けた事例については多機関連携事業につなぎ、重層的支援会議において課題解決に向けて支援の方向性を共有しています。</p>															
<p>図表 4-35 各地域支援調整会議の開催実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共生型の開催回数(件)</td> <td>41</td> <td>58</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認知症型の開催回数(件)</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	共生型の開催回数(件)	41	58	—	認知症型の開催回数(件)	8	11	—
区分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度												
共生型の開催回数(件)	41	58	—												
認知症型の開催回数(件)	8	11	—												
[第9期の方針]		[方向性] 継続													
<p>○ 高齢者虐待、多分野・多問題等の支援が困難な事例に適切に対応するため、引き続き、各地域包括支援センターの主催により適宜開催します。開催にあたっては、高齢者施策に係る支援者、支援機関以外にも、関係機関や関係者に出席を広く呼びかけ、情報共有とより良い支援方針を協議する場とします。</p> <p>○ 「共生型」「認知症型」の位置づけは終了し、各地域包括支援センターが開催する個別の困難事例等の会議については、地域支援調整会議と位置付けます。また、地域支援調整会議だけでは対応が困難な複雑化・複合化した世帯については、多機関連携事業につなぎ、重層的支援会議に参加し、各支援機関等と連携を図りながら、課題解決能力の向上を目指します。</p>															

③ 地域ケア個別会議

[概要]

- 地域ケア個別会議は、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援を「机上の空論」から「現場の実践」へ転換することと、高齢者の自立支援に向けたマネジメントを「個人プレー」から「チームプレー」へ転換していくことを趣旨とし、多職種協働によるケアマネジメント支援により、ケアマネジメントの資質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につながる重要な会議となっています。
- 要介護認定者に関する自立支援に向けたケアマネジメント支援については、「ケアプラン点検」の手法により実施しています。ケアマネジャー、地域包括支援センター職員及び三重県介護支援専門員協会桑員支部の主任ケアマネジャーによるワーキングにより、ケアマネジャーの「気づき」を促し、お互いの資質向上を目指す会議となっています。

[現状と課題]

- <地域生活応援会議：要支援>
- 参加者の負担軽減のため、提出書類や開催回数削減、Web形式への変更等を行いました。Web形式での双方向のコミュニケーションの難しさや、OJTの機会減少等により、自立支援に向けたケアマネジメント支援の場として十分機能していません。
 - 圏域会議等との連動や、生活支援コーディネーターとの協働による地域資源の開発や、資源とのマッチング等が十分にできていません。
- <ケアプラン点検：要介護>
- Web形式への変更による、双方向のコミュニケーションが難しい状況です。
 - 点検者の資質向上に向けた取組みが必要ですが、一方で負担感が大きくなっています。

図表 4-36 会議に出席した居宅介護支援事業所等の数

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
会議に出席した居宅介護支援事業所等の数	31	21	—

[第9期の方針]

[方向性] 見直し

- 地域ケア個別会議（要支援・要介護）の目的、主旨等を勘案したうえで、位置づけ、実施方法等について、地域包括支援センター、三重県介護支援専門員協会桑員支部と協働し、ケアミーティング（届出制）との連動も含めてより効果的に実施できるよう検討します。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

「桑名市介護予防・日常ニーズ調査『いきいき・くわな』」の結果では、人生の最期を迎える場所の希望は、「自宅で過ごし、必要になれば医療機関」と「自宅」を選択する方が71.0%となっており、多くの方ができる限り自宅で過ごすことを希望しています。

高齢化が進展する中、今後は、人生の最終段階においても住み慣れた場所で最期を迎えたいという本人の意志が尊重されることも重要になるため、ますます、在宅医療の需要が増加することが見込まれます。

これまでも、桑名市では、2015（平成27）年度に在宅医療連携拠点である「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、「最期の時を住み慣れた場所で迎えるという選択ができるまちを目指して」という目標を掲げ、多職種協働による連携の基盤を構築するため、信頼できる関係づくりと、地域住民を含めた地域全体での意識醸成を図ってきました。

こうした中、これまでの事業の進捗や効果を把握するため、また、第9期計画における事業の方向性を検討するため、医療機関・介護事業所に対して意識調査を行ったところ、特に、地域住民への啓発と、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）のさらなる推進に、重点的に取り組む必要があることが見えてきました。

このようなことを念頭におき、第9期においては、目標を達成するため、医療と介護の連携が必要となる4つの場面において、目指す姿の共有、現状分析、課題抽出を行いながら事業を推進します。また、地域共生社会の実現を意識し、対象を高齢者に限定することがないように、引き続き多職種協働で取り組みます。

表 4-37 桑名市の在宅医療・介護連携のイメージ

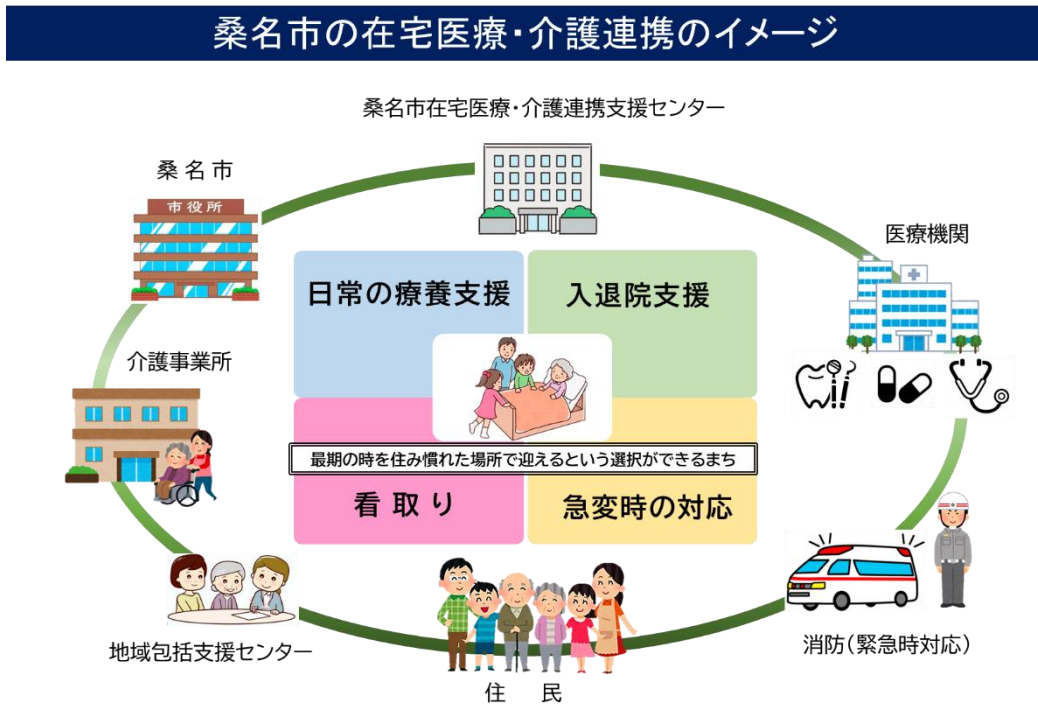
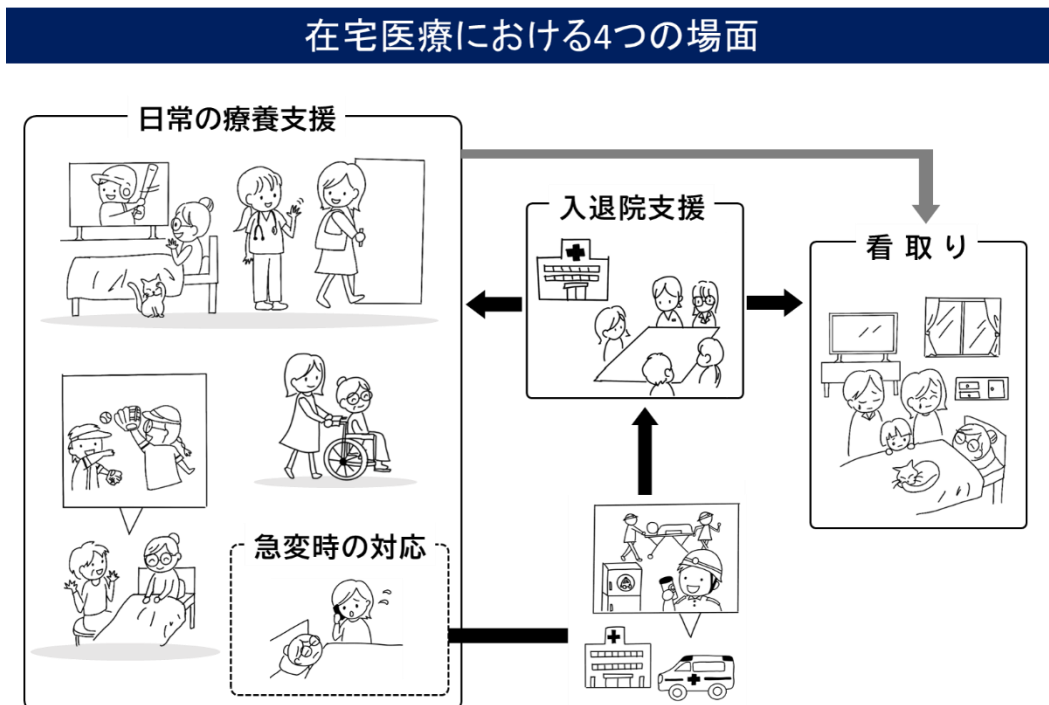


表 4-37 在宅医療における4つの場面



① 日常の療養支援

＜目指す姿＞	
■ 医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた場所で生活ができるよう、医療・介護・福祉関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常療養生活を支援します。	
＜現状と課題＞	
○ ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークの地域資源情報を更新するとともに、操作方法の動画を配信し利用促進しています。	
○ 在宅医療と介護の多職種連携研修会を開催し、連携の強化を図っています。	
○ 地域住民向けに市民公開講座やふれあいトークを実施し、認知症や在宅医療、ACP等の周知・啓発をしています。	
○ ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークやくわな在宅医療介護マップを知っていても十分に活用されていない現状があるため、さらなる利用促進と内容の充実が必要となります。	
○ 医療機関・介護事業所を対象に実施した意識調査から、多職種で連携を強化できると思いますかという問いに対して、更に強化できる(したい)と回答している事業所が多いため、それぞれの役割について理解を深めながら連携を強化していきます。	
○ 地域住民の在宅医療やACPの認知度は十分ではないため、今後も周知啓発に努めます。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○ ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークの活用促進を図るため、情報を更新し、利用方法を動画配信します。	
○ 在宅医療と介護の多職種連携研修会の内容の充実を図るとともに、参加しやすい研修会の開催に努めます。	
○ 市民公開講座やふれあいトーク等を通じて、地域住民へACPや在宅医療の普及啓発をします。	

② 入退院支援

<目指す姿>	
■医療と介護の両方を必要とする人が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるよう、入退院の際に、医療と介護が一体的でスムーズにサービス提供できるようにします。	
<現状と課題>	
○入院医療機関と在宅療養に係る事業所等が協働し、切れ目のない入退院支援を行うため、ワーキンググループを設置し、入退院の手引きの改訂や病院との合同研修会を実施しています。	
○ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークにて、入退院の手引き改訂の説明動画の配信を実施しています。	
○医療機関と介護事業所の双方がそれぞれの役割分担を理解し、連携をより深める必要があることが課題となっています。	
○患者本人の希望により病気が完治しなくても退院できる（在宅で医療が受けられる）選択肢があることへの理解が広がることが望まれます。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○入退院の手引きの改訂については、ワーキンググループで検討し、必要に応じて改定し、周知します。	
○入退院の手引きの利用促進に向けた取組みを検討し実施します。	
○病院と在宅医療・介護関係者の合同研修会を実施します。	
○専門職の資質向上研修会を開催します。	
○在宅医療について、地域住民への周知・啓発を図ります。	

③ 急変時の対応

＜目指す姿＞	
■医療と介護の両方を必要とする状態の人の急変時にも、本人の意思が尊重された適切な対応が行われるよう、医療・介護・消防（救急）の連携を強化します。	
＜現状と課題＞	
○在宅療養に関わる専門職と救急隊の連携に向けた取組みとして、緊急時の情報連絡票利用の手引きを作成し、救急医療情報キットとともに普及啓発を行っています。	
○消防本部と合同で、多職種研修会を実施しています。	
○急変時にも本人の意思が尊重された適切な対応が行われるために、地域住民にACPの周知が必要です。	
○緊急時の情報連絡票や救急医療情報キットを知らない、知っているが患者・利用者に勧めてはいない、という専門職もいるため、関係者に向けた普及啓発を行う必要があることが課題となっています。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○医療と介護の多職種連携研修として消防本部との合同研修会を実施し、連携の強化を図ります。	
○ACP、救急医療情報キット、緊急時の情報連絡票について地域住民への啓発を重点的に実施します。	

④ 看取り

<目指す姿>	
■地域住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療・看護関係者が、本人や家族と人生の最終段階における意思を共有し、望む場所での看取りを実現できるように支援します。	
<現状と課題>	
○ACPの普及啓発に向けて、市民向けの講演会や講話（ふれあいトーク等）、広報・ホームページでの周知、医療・介護従事者向けの研修会を開催してきました。	
○地域住民の在宅医療への知識やACPの認知度が充分ではないため、病院以外で最期を迎えることが出来ることを知らない住民が多いことが課題となっています。	
○医療・介護従事者もACPに関する理解を深め、患者又は本人やその家族に対し、実践していく必要があります。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○地域住民にACPや在宅医療また在宅看取りに関する情報提供を行うとともに、講演会や講話等の機会をとらえて普及・啓発を行います。	
○関係者が、ACPを深く理解し、それぞれの立場で活かすことができるよう研修会等を実施します。	

(5) 生活支援体制整備事業

近年、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加、家族関係の希薄化を背景に、家族支援に頼ることが困難になってきており、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、地域住民相互の支え合いや民間サービス等を含む様々な支援の手段や方法が求められています。

桑名市では、各日常生活圏域において、日常の困りごとを助け合う活動が地域内で展開されており、高齢者も支える側として活躍し、ゴミ出し支援をはじめ、様々な地域の助け合いの活動や、地域の課題を地域で解決していく地域力の向上につながっています。

このように、高齢者の社会参加・社会的役割を持つことは、高齢者自身の生活に対する意欲を高め、自らの介護予防にも効果があります。

そこで、桑名市においては、2015（平成27）年度から「生活支援体制整備事業」を実施し、多様な日常生活上の支援体制の強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組んでいます。

具体的には、①生活支援コーディネーターの配置、②「協議体」の設置等に取り組んでいます。

図表 4-38 桑名市の「生活支援体制整備事業」の基本的な方針（案）



① 生活支援コーディネーターの配置

[概要]	
<p>■ 高齢者をはじめとする生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者である「生活支援コーディネーターについて、市全体を区域とする第1層で統括的な生活支援コーディネーターを桑名市社会福祉協議会に委託し、配置しています。</p> <p>■ 日常生活圏域に相当する第2層でそれぞれの地域包括支援センターの管轄区域を担当する「生活支援コーディネーター」を各地域包括支援センターに配置し、桑名市、地域包括支援センターと相互の連携を確保しています。</p>	
[現状と課題]	
<p>○ 個別支援の積み重ねから地域の生活支援体制に関連する課題が見えてくるという流れにおいて、地域ケア会議や総合相談、介護支援専門員からの個別相談等との連動が不十分な点があり、個別支援の積み重ねからの地域課題が十分見いだせていない可能性があります。</p> <p>○ 高齢者の生活を支援し、課題を解決するために必要とされる地域資源が多様化してきており、コーディネートやマッチングが十分にできていない可能性があります。</p> <p>○ 多様な地域資源のコーディネートやマッチングが、地域包括支援センターとの連携中心であり、地域の介護支援専門員との連携による支援（広く要介護者の方も含めて）まで十分に行えていません。</p>	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<p>○ 地域ケア会議や総合相談、地域包括支援センター、介護支援専門員等との協議・連携を強化し、圏域会議や協議体の場等を活用し、個別支援の積み重ねからの地域課題の発見、資源開発につなげていきます。</p> <p>○ 人生の最期まで自分らしい生活を送れるための生活課題を解決するために、より多くの選択肢（資源）を地域に見出し、高齢者にコーディネートすることを目指します。そのためには、地域包括支援センターや介護支援専門員等との連携をより強化します。</p> <p>○ まちづくり推進協議会、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を</p>	

はじめとする、関係機関と連携を強化して活動に取り組み、多様化するニーズに対応していきます。

- 「就労的活動支援」という高齢者の社会的役割の創出について、地域住民相互の支え合い活動の推進等により、継続していきます。
- 住民主体を支援する地域への働きかけを行い、様々な分野との連携や連動をイメージしながら、地域づくりを進められるよう、生活支援コーディネーターの資質向上も図ります。

② 「協議体」の設置

[概要]

- 各地域における生活支援コーディネーターや各種団体の代表者等、生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークである「協議体」については、市町村区域に相当する第1層では、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」を「協議体」として活用しています。
- 日常生活圏域に相当する第2層では、地域の関係者と連携し、定期的な情報の共有・連携強化の場として「協議体」の設置を目指しています。

[現状と課題]

- 地区社会福祉協議会やまちづくり協議会等が主体となり、「協議会」の設置が各地区で少しずつ進められていますが、まだ市内全域には広がっていません。
- 地域課題解決に向けた新たなネットワークづくり等の活動を地域全体の問題として取り組みを進めようとする動きについて、住民の意識に地域差があります。

図表4-39 「協議体」設置数の実績

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
第1層(か所)	1	1	—
第2層[ささえあい](か所)	4	4	—

[第9期の方針]

[方向性] 継続

- 「協議体」が未設置である地区においては地区社会福祉協議会やまちづくり協議会、NPO法人や民間企業等の多様な主体による設置が実現されるよう、生活支援コーディネーターが中心となり推進していきます。
- 生活支援コーディネーターが積極的に地域住民等に働きかけ、地域ケア会議などで抽出した課題を参考にしながら、地域に共通する課題や有効な支援策の検討、地域における情報共有や連携・協働を推進します。

5 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

[概要]

介護給付等の適正化を目的に以下の事業を実施します。

[要介護・要支援認定の適正化]

- 要介護認定、要支援認定の公平性、客観性を保つため、認定調査員が作成した調査票の内容について、ほぼ全件を、市職員と市社協職員が二重に点検しています。※市社協の調査員以外が作成した調査票は、市職員のみ点検です。
- 認定調査員相互間の情報共有と調査の平準化を図るため、月例勉強会を開催しています。
- 認定審査会における審査・判定の平準化・適正化を図るため、主治医意見書の記載内容の充実化を含め、機会を捉えた周知・分析に取り組んでいます。

[ケアプラン点検]

- 地域ケア個別会議（●頁参照）において、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援を行うことで、結果的に介護給付の適正化を図っています。
- ケアミーティング（届出制）により新規に要介護認定の申請を行い、認定に先立ち暫定的にサービスを利用する申請者のケアプランの確認を桑名市及び担当地域包括支援センターで行っています。

[福祉用具購入及び住宅改修の点検]

- 福祉用具購入及び住宅改修を行った人について、毎月それぞれ1割程度を抽出し、書類による実態調査を行い、福祉用具等の必要性や利用状況を確認しています。
- 2020（令和2）年度に作成した「介護保険住宅改修の手引き」の周知・徹底を図るとともに、申請受付体制やチェック体制の見直しを行い、適正化を図っています。

[医療情報との突合・縦覧点検]

- 不適切な介護報酬の請求を効果的かつ効率的に排除するために、同一の保険者に係る複数の月又は介護事業者にわたるレセプトを照合する「縦覧点検」と医療保険に関するレセプトと介護保険に関するレセプトとを照合する「医療情報との突合点検」を、三重県国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。

[介護給付費通知]

- 適切なサービスの利用等の普及啓発を図るため、受給者本人（家族を含む）に対して、四半期ごとに介護サービスを利用した費用の給付状況を通知しています。
- 国の基本指針の見直しにより、費用対効果を見込みづらいとして「介護給付費通知」が除外されました

[給付実績を活用した分析・検証事業]

- 三重県国民健康団体連合会から提供される情報を活用し、認定調査状況と利用サービスが不一致となっている被保険者情報を検証し、サービス利用を適正化しています。

[介護サービス事業者等への適正化支援事業]

- 介護職員の資質向上により、給付の適正化を推進するため、三重県介護支援専門員協会桑員支部及び桑名訪問介護事業者連絡協議会に委託し、介護支援専門員及び訪問介護員を対象とした専門職指導研修を実施しています。

[現状と課題]

- 頁（第7章 介護給付等の適正化に関する取組及び目標（介護給付適正化計画））に記載

[第9期の方針]

[方向性] 継続

- 頁（第7章 介護給付等の適正化に関する取組及び目標（介護給付適正化計画））に記載

(2) 認知症高齢者見守り事業 [家族介護支援事業]

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 認知症により行方不明になる恐れのある高齢者を事前登録し、行方不明になった場合に協力機関に、搜索の協力を依頼する「徘徊SOS緊急ネットワーク事業」を実施しています。■ 登録者のうち希望する人にはSOSステッカーを配布し、早期発見に努めています。	
[現状と課題]	
<ul style="list-style-type: none">○徘徊SOS緊急ネットワーク事業についての周知が不足しています。○情報発信の方法に課題があります。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続・内容変更
<ul style="list-style-type: none">○徘徊SOS緊急ネットワークの周知啓発を行うとともに、多くの協力者に搜索に参加してもらえる情報発信のあり方を検討し、行方不明者の早期発見に努めます。○認知症の人の見守り体制として、徘徊SOS緊急ネットワーク事業やそれ以外の手段についても、早期発見につながる仕組みを検討していきます。	

(3) 成年後見制度利用支援事業

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難と判断される場合、その費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援しています。■ 認知症高齢者等のうち、配偶者又は2親等以内の親族を欠く人等を対象に、桑名市が後見開始等に関する審判を請求します。	
[現状と課題]	
○ 後見開始等に関する審判の請求及び診断書料等の助成を実施しており、成年後見制度の利用促進の観点からも引き続き実施していく必要があります。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○ 認知症高齢者等の増加が予測される中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためにも、引き続き事業を実施していきます。	

(4) 住宅改修支援事業

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者には、居宅介護支援又は介護予防支援が行われなため、理由書の作成者の確保が困難な場合があります。そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、理由書を作成した介護支援専門員等に作成に要した費用を助成しています。	
[現状と課題]	
○ 適切に住宅改修を推進するために、介護支援専門員による支援は今後も必要です。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○ 引き続き、住宅改修支援事業を実施していきます。	

(5) 認知症サポーター等養成事業

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 認知症を正しく理解し、認知症に対する誤解と偏見を解消し、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。■ 地域住民をはじめ商店・企業・学校等で開催し、「認知症サポーター」を養成しています。■ 認知症の人やその家族の支援者となるためにさらに必要な知識を得るための認知症サポーターステップアップ講座を行っています。	
[現状と課題]	
<ul style="list-style-type: none">○ 2022（令和4）年度末時点で認知症サポーターは22,835人おり、総人口に占める割合は16.4%となっています。○ 認知症サポーターステップアップ講座は、2022（令和4）年度末までで25回開催し、424人が受講しています。○ 認知症サポーターやステップアップ受講生がチームオレンジやオレンジカフェのボランティア等、活躍する場が増えています。○ 小中学校等の教育機関など、認知症サポーター養成講座を開催する機会が増えているため、活動できるキャラバンメイトも増やしていく必要があります。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<ul style="list-style-type: none">○ 認知症に対する理解を広めていくため、認知症の人と地域で関わる機会が多いスーパーや商店、金融機関などの職域や、教育機関、地域などさまざまな機会を活用して引き続き実施していきます。○ 認知症サポーターやステップアップ受講生、キャラバンメイトが活躍できるよう支援していきます。	

(6) 重度筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者入院コミュニケーション支援事業

[概要]	
■ 重度筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者が入院する際に、本人とのコミュニケーションに熟知している支援者を派遣し、医療機関の従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が行えるように支援する事業です。	
[現状と課題]	
○この事業の利用実績はありませんが、重度のALS患者にとって医療機関の従事者との意思疎通が図られることは、本人の安心と適切な医療につながることから、この事業の継続が必要です。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○必要な事業として地域支援事業に位置付けられており、桑名市としても継続して事業を実施するとともに、必要な人には適切にこの事業の利用につなげていきます。	

6 市町村特別給付

市町村特別給付とは、通常の介護給付サービス、予防給付サービスの他に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する介護給付として市町村が条例で定める給付であり、介護給付、予防給付に対して「横だしサービス」と言われています。

桑名市では、法定の介護給付及び予防給付以外の桑名市独自の給付として、高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められることに対応するため、市町村特別給付を実施しています。

また、要介護者の弾力化により要支援から要介護への移行に対応することが可能となりますが、桑名市ではこれまでも要支援から要介護、要介護から要支援への移行にも対応した市町村特別給付を実施しており、今後も継続します。

(1) 通院等乗降介助サービス費の支給

[概要]

■退院後の在宅復帰を支援するための通院の介助として、在宅の要支援認定者を対象に、訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービスを3か月以内の期間で実施しています。

○下記のいずれかに該当する場合は利用できません。

- ① 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）への入所又は入居したとき
- ② （看護）小規模多機能型居宅介護を利用したとき
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005(平成17)年法律 第123号）に基づく、共同生活援助又は施設入所支援を受けたとき
- ④ 医療機関に入院したとき

○対象者

- ① 30日以上入院後、退院してから3か月以内で居宅から病院受診する場合（新規の要介護（要支援）認定の申請及び要支援認定者の区分変更申請に限る）
- ② 要介護から要支援への認定変更により通院等乗降介助を利用できなくなった場合（要介護の更新申請に限る）

○サービス内容

- ① 片道につき1回とし、週当たり2回、かつ、月当たり8回を限度とする
- ② 利用者負担は単価の3割負担+実費（単価:片道1回 1,030円）

[現状と課題]

○利用者は少ないのが現状ですが、入院から在宅復帰を支援する観点からも有効に利用されており、今後も継続が求められます。

図表 4-40 通院等乗降介助サービスの実績

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
延べ利用者数(人/年)	11	0	—
事業費(千円/年)	20	0	—

[第9期の方針]

[方向性] 継続

○退院後の在宅復帰を支援、認定変更時の経過措置として有効なサービスであるため、引き続き前述の場合に該当する要支援者について実施します。

(2) 紙おむつ購入費の支給

[概要]

■ おむつ購入費支給事業は、在宅で要介護4・5の認定者を対象に、おむつ引換券を支給しています。一般社団法人桑名地区薬剤師会会員又は一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会桑名支部会員で登録された事業者でのみ使用することができます。

○ 下記のいずれかに該当する場合は利用できません。

- ① 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護へ入所したとき
- ② サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、特定入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護へ入居したとき
- ③ 高齢者等が共同で生活する形態の施設へ入居したとき
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005(平成17)年法律 第123号）に基づく、共同生活援助又は施設入所支援を受けたとき
- ⑤ 医療機関へ入院したとき

○ 支給額の上限は1月当たり6,000円（うち利用者負担1割を含む）

[現状と課題]

○ 申請者数は、年々増加傾向です。

○ 在宅生活の可能性を高める観点から、おむつ購入費支給事業の継続が求められます。

図表4-41 おむつ購入費支給事業の実績

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
支給件数(件/年)	476	479	—
事業費(千円/年)	15,100	15,450	—

[第9期の方針]

[方向性] 継続

○ 今後も、在宅の要介護4・5の認定者を対象に、おむつ助成購入費支給事業を実施します。

(3) 訪問理美容サービス費の支給

[概要]

■訪問理美容サービスについては、在宅で要介護4・5の認定者を対象に、訪問理美容利用券を支給しています。三重県理容生活衛生同業組合桑名支部会員又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部会員で登録された事業者のみで使用できます。

○下記のいずれかに該当する場合は利用できません。

- ① 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護へ入所したとき
- ② サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、特定入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護へ入居したとき
- ③ 高齢者等が共同で生活する形態の施設へ入居したとき
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005(平成17)年法律 第123号）に基づく、共同生活援助又は施設入所支援を受けたとき
- ⑤ 医療機関へ入院したとき

○支給額は1回当たり2,500円、年に3枚を上限に交付しています。

[現状と課題]

○申請者数は、年々増加傾向です。

○在宅生活の可能性を高める観点から、訪問理美容サービスの継続が求められます。

図表 4-42 訪問理美容サービスの実績

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
支給件数(件/年)	40	48	—
事業費(千円/年)	175	245	—

[第9期の方針]

[方向性] 継続

○今後も、在宅の要介護4・5の認定者を対象に、訪問理美容サービスを実施します。

○支給額を1回当たり3,000円に拡充します。

(4) 短期集中予防サービス費の支給

[概要]															
<p>■ 要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業である「短期集中予防サービス」を提供することにより、生活機能の向上を実現することが可能であることが想定されます。そこで、要介護者を対象として、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービスである「くらしいきいき教室」、「栄養いきいき訪問」、「いきいき訪問」を提供しています。</p> <p>○ サービス内容</p> <p>「くらしいきいき教室」(74参照)</p> <p>「いきいき訪問」(68参照)</p> <p>「栄養いきいき訪問」(69参照)</p>															
[現状と課題]															
<p>○ 利用者数は増加傾向であり、各サービスが浸透するにつれ利用方法も多様化しています。</p> <p>○ 今後も啓発を行い、より有効な活用を促進することが重要です。</p>															
<p>図表 4-43 短期集中予防サービスの実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用者数(人/年)</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円/年)</td> <td>160</td> <td>180</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	延べ利用者数(人/年)	7	16	—	事業費(千円/年)	160	180	—
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度												
延べ利用者数(人/年)	7	16	—												
事業費(千円/年)	160	180	—												
[第9期の方針]		[方向性] 継続													
<p>○ 要介護者においても、栄養状態等の改善、通所等による生活機能の向上が見込まれ、短期集中予防サービスの利用が望ましい場合が想定されるため、「くらしいきいき教室」、「栄養いきいき訪問」、「いきいき訪問」を継続して実施します。</p>															

Ⅱ 社会福祉法関係

○重層的支援体制整備事業

日本の福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、その内容は、質量ともに充実してきました。

一方で、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

かつては血縁・地縁・社縁などの共同体の機能がこれを受け止め、また、安定した雇用等による生活保障が強かった時点では、このような複雑化・複合化した課題は福祉政策においても強く意識されてこなかったのだと考えられます。

しかし、かつて日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、それに伴って国民生活も変化する中で、様々な支援ニーズとして表れてきています。

このように、これまでの福祉制度・政策と支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことから、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

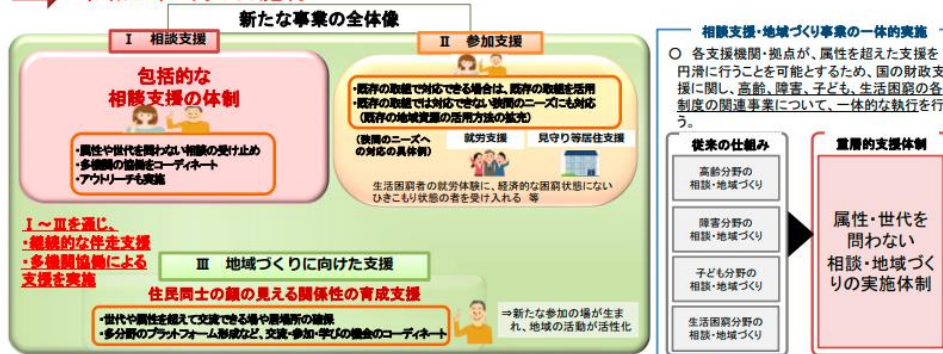
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行



[概要]

- 8050問題やダブルケアなど、地域の福祉課題は複雑化・複合化していて高齢者に対する施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが少なくありません。こうした背景のもと、本市では、2017（平成29）年度から大山田地区、2020(令和2)年度から多度地区及び長島地区に「福祉なんでも相談センター」を開設し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等福祉分野の包括的な相談支援を行っています。
- 2022（令和4）年度からは、属性や世代を問わない相談を受け止める「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応する「参加支援事業」、住民同士の顔の見える関係性の育成を支援する「地域づくり支援事業」の3つの事業を一体的に進める「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

[現状と課題]

- 複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、生活困窮者の自立相談支援機関に併設して福祉支援室を設置し、ここを中心に多機関協働による重層的支援を実施しています。
- 専門多職種が連携して、支援を必要とする人と継続的につながり、関わりながら、課題を解決するまでの継続した支援が求められています。

[第9期の方針]

[方向性] 新規

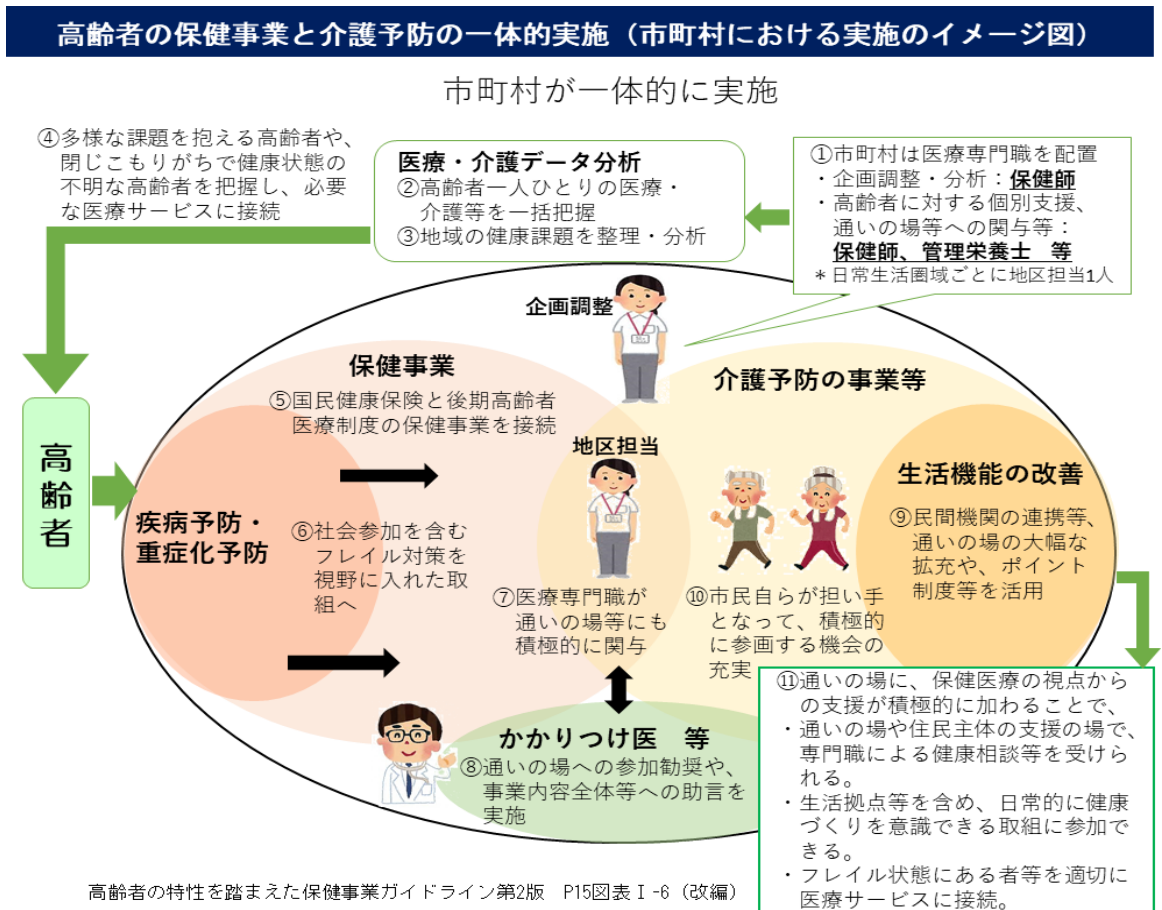
- 福祉支援室を中心に、市全体及び関係機関が連携して、「包括的な相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり支援事業」の3つの事業を一体的に行う重層的支援体制の構築を目指します。
- 地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業における「包括的な相談支援事業」を担う中心的な機関の一つとして、組織体制の機能強化を図るとともに、多機関協働による具体的な支援に迅速につながります。

Ⅲ 医療保険法等関係

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とは、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施し、健康維持・フレイル予防に努めます。

本事業は、医療保険側の保健事業(左側円)と介護保険側の介護予防事業(右側円)、かかりつけ医等による医療(下側)を組み合わせ、フレイルのおそれのある高齢者を包括的に支援していく仕組みです。



[概要]

- 高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活、健康で充実した生活が続けられるように、保健医療課、地域包括支援センター等の保健・福祉専門職が、地域の関係者と連携しながら、後期高齢者の健康増進・フレイル予防を一体的に実施する取り組みです。
- 三重県後期高齢者医療広域連合との連携により、国保データベースシステム（KDBシステム）を活用しながら、疾病予防・重症化予防・フレイル予防のための訪問指導や、「通いの場」等における健康教育・健康相談を実施しています。

[現状と課題]

- KDBシステムによるデータをみると、桑名市では糖尿病や腎不全の医療費の割合が高くなっています。こうした生活習慣に起因した疾病は、介護リスクや認知症のリスクも高く、その重症化の予防に取り組む必要があります。

図表 4-44 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の実績

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
通いの場等での講座実施数(延回)※1	36	214	—
ハイリスク者への保健指導率(%)※2	0	11.5	—

※1：実施日常生活圏域：2021年：1圏域、2022年・2023年：3圏域

※2：保健指導率：糖尿病性腎症重症化予防事業・低栄養防止事業における保健指導者数／事業対象者数

[第9期の方針]

[方向性] 継続

- 高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に引き続き取り組みます。
- 一体的実施にあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め保険年金室及び保健医療課並びに三重県後期高齢者医療広域連合、介護予防支援室、地域包括支援センターと連携して取り組みを進めます。
- 「通いの場」等での出前講座等の実施により、必要に応じ、新たな「通いの場」の創設を推進していきます。
- ハイリスク者に対して訪問によるアウトリーチ支援等を行います。

IV 老人福祉法関係

○養護老人ホーム [措置]

[概要]	
■ 養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者の入所施設です。桑名市においては、桑名福祉ヴィレッジの中に「シルバーサポートらいむの丘ハウス」が整備されています。	
[現状と課題]	
○ 入居にいたる経過が複雑な課題を抱える高齢者も少なくなく、自立退所は少数となっています。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○ 特別な事由により自宅で生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行っていきます。	
○ 複雑な課題を抱える高齢者であっても、地域共生社会の中で社会的な役割を担うことや、活躍の場を創出することで、自立した生活ができるよう支援していきます。	

V 一般施策等

1 社会参加の促進、住民主体の活動への支援

(1) 関係団体との協力

①シルバー人材センター

[概要]

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事の指定を受けている団体で、公共性の高い法人です。

高齢者が就業を通して自己の労働能力を活かし、生きがいをもって社会参加ができるよう、本市には、公益社団法人桑名市シルバー人材センターが設立されています。就業を希望する60歳以上の方が会員となり、発注者からの依頼により、事務や軽作業に従事しています。

生きがいづくりや健康維持などの点からもシルバー人材センターの果たす役割がますます重要となってきました。

[現状と課題]

図表 4-47 会員数の推移

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
会員数(人)	947	934	-

○桑名市シルバー人材センターでは、除草、庭木のせん定、大工仕事をはじめ高齢者の世話や育児サービスなどの福祉家事援助、経理事務やパソコン入力、筆耕・宛名書きなどの受注・斡旋を行っています。これに加え、学童保育所での放課後児童の預かりなども実施しています。

○また、介護予防・生活支援サービス事業の「えぷろんサービス」の担い手として、軽易な家事援助サービスを提供しています。

○定年延長により、新規会員の加入が伸び悩んでいます。

[第9期の方針]

[方向性] 継続

○市の福祉事業における活用を進めるなど受注拡大の支援を行います。

○桑名市シルバー人材センターが実施する新規会員加入促進活動への支援を行います。

○引き続き、「えぷろんサービス」の担い手として委託するとともに、「高齢

者サポーター養成講座」の開催など技術向上のための支援を行います。(●
頁参照)

②関係団体との協力 老人クラブの活性化

[概要]

高齢者の積極的な社会参加を目的とした自主的な組織として老人クラブがあり、生きがいと健康づくりのため、多様な社会活動を行っています。老人福祉法第13条第2項において地方公共団体は「老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」とされており、本市においても活動に対する補助などの支援を行っています。

[現状と課題]

○会員数等の推移

図表 4-48

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
会員数(人)	7,457	7,172	-
単位クラブ数(団体)	140	137	-

○加入率が年々低下しています。

[第9期の方針]

[方向性] 継続

○老人クラブの活性化を図り、市、社会福祉協議会等が行う高齢者保健福祉サービスへの協力を要請していきます。

2 在宅生活の可能性を高める多様なサービス

(1) 入浴支援

[概要]															
<p>【高齢者ふれあい入浴事業】</p> <p>市内に住所を有する満70歳以上の在宅者を対象としてふれあい入浴券を交付し、外出機会の増進、社会交流の促進、健康保持を図っています。</p> <p>【高齢者入浴扶助事業】</p> <p>市内に住所を有する満70歳以上の在宅者のうち、自宅に入浴設備がない方等を対象として無料入浴券を交付し、保健衛生面、精神面等の安定確保と健康増進を図っています。</p>															
[現状と課題]															
<p>○次の表のとおり交付しています。</p> <p>図表4-49 交付台帳登録者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい入浴(人)</td> <td>432</td> <td>432</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>入浴扶助</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○入浴扶助事業については、対象施設のうち1か所が第8期中に廃業し、2か所が設備の老朽化により長期休止中です。</p>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	ふれあい入浴(人)	432	432	-	入浴扶助	13	13	-
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度												
ふれあい入浴(人)	432	432	-												
入浴扶助	13	13	-												
[第9期の方針]		[方向性] 継続													
<p>○引き続き、事業の適正な執行に努めます。</p> <p>○昨今の状況では、昔ながらの地域に根差した入浴施設の新設は、望めそうにありません。入浴サービスを実施する健康・ケア教室など新たな地域資源の活用を視野に、この事業だけに頼らない、様々な入浴支援を検討します。</p>															

(2) くわな見守りサポート

[概要]	
■IoTを利用して65歳以上の一人暮らし高齢者等の見守りを行います。高齢者等の自宅の冷蔵庫にセンサーを設置し、その開閉の状況をもとに見守りを行うものです。	
[現状と課題]	
○在宅で生活する一人暮らし高齢者が増加しており、心身に急変があった場合に早期に発見できる見守り体制が必要です。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
○IoT機器等を活用した見守り体制の構築を推進することで、一人暮らし高齢者等が安心・安全に在宅生活を継続できる環境づくりを進めます。	

(3) 地域共生社会に向けた見守り協力事業

[概要]			
<p>■ 支援を必要とする高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭等を早期に発見して、適切に支援することを目的として、「地域共生社会に向けた地域見守り協力事業」を実施しています。協力機関が日常の業務を通じて気付いた高齢者等の異変を通報するよう協定を締結しています。</p>			
[現状と課題]			
<p>○ 地域生活における福祉課題は多様化・複雑化しており、これまでのような分野・対象者別の縦割りの地域支援を見直し、地域住民を中心としたすべての関係者が「我が事」として「丸ごと」対応できる地域共生社会を目指す必要があります。</p>			
<p>図表 4-50 協定締結の実績</p>			
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
事業所数(か所)	123	126	—
[第9期の方針]		[方向性] 継続	
<p>○ 地域共生社会の実現に向けて、「地域共生社会に向けた地域見守り協力事業」の協力機関拡大を推進することで、民間事業者等の協力を得ながら、公民連携による地域における見守りのネットワークのさらなる充実を図ります。</p>			

(4) 福祉有償運送

[概要]																		
<p>■ N P Oや社会福祉法人等が、道路運送法第78条第2号に規定する「自家用有償旅客運送」の一類型として法令に基づき、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（その他の公共交通機関を利用することが困難な者に対して、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行うドア・ツー・ドアの移送サービスを提供します。</p>																		
[現状と課題]																		
<p>○高齢化の進展等による移動困難者の増加、障害者の社会参加の定着推進等を背景に、移動支援のニーズが一層拡大しています。</p> <p>○個別性は高いが、利用者は介護が必要な高齢者や障害者等に限定されることにより、全ての希望者が利用できる制度ではありません。</p> <p>○道路運送法の厳しい規制により、登録事業者の新規参入や規模拡大に条件があります。</p>																		
<p>図表 4-51 福祉有償運送の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>2021(令和3)年度</th> <th>2022(令和4)年度</th> <th>2023(令和5)年度</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数(人/年)</td> <td>253</td> <td>262</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延べ利用数(件/年)</td> <td>8,024</td> <td>7,389</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の実績は、当該年3月～翌年2月実績分</p>				区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	実績	実績	実績	会員数(人/年)	253	262	—	延べ利用数(件/年)	8,024	7,389	—
区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度															
	実績	実績	実績															
会員数(人/年)	253	262	—															
延べ利用数(件/年)	8,024	7,389	—															
[第9期の方針]		[方向性] 継続																
<p>○引き続き、サービス提供が円滑に行われるよう事業者との連携や支援に努めます。</p> <p>○移動困難者が安全で安心できる地域生活の質の向上を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業等、多様な制度を組み合わせながら、移動手段の確保、地域福祉の推進を図ります。</p>																		
<p>図表 4-52 福祉有償運送の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2024(令和6)年度</th> <th>2025(令和7)年度</th> <th>2026(令和8)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数(人/年)</td> <td>280</td> <td>289</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>延べ利用数(件/年)</td> <td>7,800</td> <td>8,000</td> <td>8,200</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	会員数(人/年)	280	289	298	延べ利用数(件/年)	7,800	8,000	8,200			
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度															
会員数(人/年)	280	289	298															
延べ利用数(件/年)	7,800	8,000	8,200															

3 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した居住環境を確保する必要があります。高齢者の居住安定に係る施策と連携しながら、高齢者がその心身の状況に応じて適切な住まいを選択し、必要に応じて住み替えを実現できる環境を整えます。

4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上

団塊の世代の全てが75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年にかけて、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加により、介護サービス利用者数もしばらく増加し続けると考えられます。また、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加などにより、生活支援のニーズもさらに上昇すると考えられます。

こうした背景のもと、桑名市においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善、介護現場の生産性の向上等のための方策に取り組めます。

(1) 初任者研修助成

[概要]			
介護職員初任者研修の受講費を補助することにより、介護人材の資質向上、就労定着を支援しています。			
[現状と課題]			
○次表のとおり補助を実施しています。			
図表 4-45 補助件数			
区分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
補助件数(件)	8	3	-
○受講できる施設が限られており、受講の支障となっている可能性があります。			
[第9期の方針]		[方向性] 継続	
○引き続き、事業の適正な執行に努めます。			
○市内事業者に研修実施機関となっただけのよう、働きかけます。また、研修実施機関となるための課題等をヒアリングし、それに対する支援が実施できないか検討します。			

(2) 介護支援専門員及び主任介護支援専門員研修助成

[概要]

■より専門性の高い人材の育成や金銭的負担軽減を通じた人材の確保を目的として、介護支援専門員や主任介護支援専門員が勤務する市内の居宅介護支援事業所等に対して、事業所が負担した次の研修費用の半額を助成します。

- ・介護支援専門員の更新研修
- ・主任介護支援専門員研修
- ・主任介護支援専門員更新研修

[現状と課題]

- 令和3年度から介護従事者確保事業費補助金を活用し、事業を開始しました。
- 居宅介護支援事業所の人員基準について、令和9年4月1日以降、全ての事業所の管理者に主任介護支援専門員を設置することが義務化される予定です。
- 対象となる研修の受講者数のうち、申請に至ったのはおおむね3割程度と少ないです。

図表4-46 研修費用の補助件数の実績

区 分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
研修補助件数(件)	15	15	—

[第9期の方針]

[方向性] 継続

- 引き続き、概ね現行の制度を継続します。
- 助成の条件の見直し等、利用しやすいよう制度設計を検討するとともに事業の周知を引き続き実施します。

(3) ケアプランデータ連携システムの導入支援

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ ケアプランデータ連携システムは、介護現場の負担軽減や職場環境の改善を目的として、厚生労働省からの依頼により国民健康保険中央会が構築、運用するシステムです。■ 介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やり取りされるサービス提供票のデータ連携を可能にし、介護事業所の文書作成に要する負担を軽減することが期待されます。■ システムを導入する事業所が少ないと、事務負担軽減等の効果が限定的になります。■ 導入初年度のみ、1年分のシステム利用料（約2万円分）の助成を実施します。	
[現状と課題]	
<p>○令和5年度から開始したサービスですが、市内の導入状況は6事業所（2法人）です。（令和5年11月現在）</p> <p>○市内事業所のシステム導入意向についてのアンケート結果から、導入が進んでいない理由には下記のものがありました。</p> <ul style="list-style-type: none">・他の事業所が連携システム導入をしていない、または、導入しているか不明 55%・システム導入に費用が掛かる 45%・操作等について、従業員の不安が大きい 26%・システム利用の効果が見通せないため 26%	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<p>○助成により事業所のシステム導入を促進することで、同時期かつ早期に高い導入率を確保し、システム導入による事務負担軽減効果最大限に発揮され、事業者がシステム利用のメリットを実感しやすい環境の構築を図ります。</p> <p>○操作説明会の開催等、システムの操作等における従業員の不安解消に資する取組を検討します。</p>	

5 その他の一般施策

(1) 運転免許証自主返納支援

[概要]	
<p>■ 高齢者による交通事故を減少させるため、運転免許証を自主返納した高齢者を対象に下記の支援を実施しています。</p> <p>① 運転経歴証明書交付手数料助成（1,100円）</p> <p>② K-バス回数券（13枚綴り）3冊か交通系ICカード3,000円分（デポジット料500円含む）のいずれか</p>	
[現状と課題]	
<p>○ 高齢者の社会参加を促進するためにも、免許証返納後の移動手段の確保が重要な課題となります。</p>	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<p>○ 運転免許証を自主返納した高齢者への支援を引き続き実施します。</p> <p>○ 利用者の情報を地域包括支援センターと共有し、免許証返納後の不安や心配事を軽減する体制づくりを進めます。</p>	

(2) 特殊詐欺被害防止機器の貸付・購入費助成

[概要]	
<ul style="list-style-type: none">■ 高齢者を対象に特殊詐欺による犯罪被害を未然に防止するため、特殊詐欺被害防止機器を無料で貸出しています。■ 高齢者を対象に特殊詐欺被害防止機器の購入費の2分の1（上限10,000円）を補助しています。	
[現状と課題]	
○ 高齢者のみの世帯が増加する中、オレオレ詐欺、還付金等詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の特殊詐欺電話、悪質商法等の勧誘電話など、高齢者が犠牲となる事件が後を絶ちません。	
[第9期の方針]	[方向性] 継続
<ul style="list-style-type: none">○ 特に高齢者は特に特殊詐欺被害に遭いやすい傾向があるため、特殊詐欺等被害防止機器の貸出しと購入費助成を引き続き実施します。○ 利用者の情報を地域包括支援センターと共有し、不安や心配事を軽減する体制づくりを進めます。	